## 裁判権免除法理の成立とその理論的破綻

## ―不干渉原則に基づく判断回避の法的構成―

新 倉 圭一郎\*

#### SUMMARY

Jurisdictional immunities of States are considered to be immunity *ratione personae*. This personal nature of the immunity is understood in the following meanings. First, it derives from the status of a defendant State. The basis on which one State is considered to be immune from the territorial jurisdiction of the courts of another State is said to be that of "par in parem non habet imperium". Secondly, it is raised as a plea when a State is made a party to the proceedings. It arises by impleading the State or its property. Thirdly, national courts can exercise their jurisdiction if a defendant State consents to it and waives its immunity.

But in modern times when so called restrictive immunity practices are mainstream, the theoretical rationale that this immunity *ratione personae* is still valid is not obvious as it is presently contemplated. For it may be questionable why we can understand them by the immunity *ratione personae* based on status of a defendant State, though they are based on subject-matter *ratione materiae*.

It is Brownlie that criticized the theory supporting the personal immunity of States from this viewpoint. The purpose of this article is to clarify the problems of considering that this immunity *ratione personae* is still valid in modern times, and highlight the issues to be considered in order to elucidate the exact legal nature of the current system by analyzing Brownlie's argument and several scholars' ones responding to him.

## 1. はじめに

### 1-1. 問題の背景

国際法上の制度として免除(immunity)が語られる場合、その意味は多様である。19世紀には、外交官、主権者や軍隊といった国家の統治機構の中枢を担う機関が他国での裁判所の審理から免除されることが専ら議論されていた<sup>1</sup>。その後、国家間の交流が増大するにつれ、それ以外の国家機関、さらには、国家とは独立の法人格を有し国家の組織形態には組み込まれていない団体であっても国家の主権的権能を行使する団体の行為は「国家の」裁判権免除の適用対象とされ、今日ではそれらの行為のうち国家の主権的行為(acts jure imperii)に限って国際慣習法上他国の裁判手続から免除されると説かれている<sup>2</sup>。

この裁判権免除は、国際慣習法上確立した制度と考えられている。ここで「確立した」ということの意味は、単に国際法上の制度として妥当しているということだけでなく、いわゆる絶対免除主義と呼ばれる時代に理論化された制度が、その対象を制限させた形で現代においても引き続き妥当していることをも含意している。いわゆる制限免除主義に至る現代への変化を、免除の対象の量的変化として捉える理解である3。

こうした理解は、単に制度の歴史的説明という だけでなく、その法的性質の理解に重要な意味を 有している。すなわち、絶対免除主義においては、 国家は原則として他国の訴訟手続から免除される との理念が基礎をなすため、上記の理解を前提と することによって、現代においても国家が他国の 裁判権から免除されることをあくまで原則として 観念する構成が維持されている。学説は、いわゆ る絶対免除主義から制限免除主義へと至る過程を 質的には連続したものと捉えることによって、裁 判権免除を原則として措定するというアプローチ を説明し、免除認否の基準についても例外的に免 除を否定しうる類型を特定することに議論を集中 させてきたのである。国連国際法委員会(以下、 [ILC]) において条文化された裁判権免除条約や、 日本を含めた各種国内法が、国家が原則として他

国の訴訟手続から免除されることを宣言した上で、 その例外を規定するという方式を採用しているの もこうした理解に則ってのことである。

しかし、こうした理解が正しいものであること の理論的根拠は一般に考えられているほど自明な ものではない。実際、国際司法裁判所が2012年 に下した裁判権免除事件判決では、まさに裁判権 免除を原則として措定することの是非を巡って多 数意見と反対意見の間で見解が分かれた。第二次 大戦中にドイツ軍が行った抑留や大量虐殺を理由 に、ドイツに対して提起された賠償請求について、 イタリアの裁判所が当該訴えを認めたことの国際 法上の合法性が問われた本件では、多数意見は、 裁判権免除が国家の権利であり国際慣習法の一般 規則であること4、主権的行為について国家は一 般的に免除を享受することを確認した上で⁵、国 家実行から軍隊の上記侵害行為に関する免除の例 外規則を導き出すことが出来ないとしてイタリア の国際法違反を認定した。しかし、こうした論証 方法に対しては、Yusuf 判事や Gaia 特任判事か ら、法廷地国においてなされた外国軍隊による不 法行為について、免除を認める規則を導出できる ほど国家実行は収斂しておらず、本件で訴訟事項 とされた行為はグレーゾーンに該当するため裁判 権免除に関する現行規範に反するとは言えないと の反論が提起された。これら少数意見は、主権的 行為一般に対する免除付与を原則として措定した 上でその例外を許容する規則の生成を論証すると いう多数意見のアプローチそのものに対する批判 を示したものであるが、こうした反論を否定して 免除原則アプローチを採る説得的な根拠が多数意 見から提示されているとは言い難い6。

確かに、他国が何らかの形で関わる訴訟について法廷地国裁判所が管轄権を行使する事項が増えていることは間違いなく、免除の対象が量的に減少したとの指摘は、現象面の説明としては正しい。しかし、現代の実行を通説の理解する様な「裁判権免除」制度によって把握できる理論的な根拠は、いわゆる絶対免除主義と評されるかつての実行の存在を指摘するだけでは十分に示されたとは言い難い。例えば、日本の教科書では、免除制度の根拠を国家主権や"par in parem non habet

imberium" (「対等なる者は互いに支配権を持た ず!)という法諺に見出した上で、私人の取引の 安全を確保するという観点から、免除の適用が主 権的行為に限定されてきたと説かれることが多 い7。しかし、対等性ゆえに他国を一方的に国内 判断に服させることが許されないとの前提をとり ながら、管轄権行使が控えられるのは一定の「事 項」に限られるとすることは理論的な整合性を 欠くともいえる8。現代において主流となってい る、一定の場合にのみ免除を付与するという実行 が、裁判権免除制度の理論化に当たって依拠され た、基本的には免除を付与するというかつての実 行とは質的に異なる様相を呈している以上、制度 の法的性質を問い直すことは自然な作業とも言え る。制度の法的性質は、要件・効果、管轄権行使 可否の基準等に関わる根本的な論点であり、現代 において通説の説く様な裁判権免除なる制度が国 際法上の根拠に支えられているのかという問題は、 各則に関わる議論を超えた重要性を本来は有して いるものと思われる。

## 1-2. 裁判権免除の「人的」性格

裁判権免除を巡っては、免除の例外規則を中心 とする各則が論じられる事が多いが、いわゆる 制限免除主義へと至る流れの中で、当該制度の理 論的根拠を批判的に問い直す研究も少数ながら存 在してきた。そうした研究の中心的人物の一人 が、本稿の取り上げる Brownlie である。ILC が 法典化作業を進める傍らで、1987年に万国国際 法学会(以下、「Institute」)は、「国家の裁判権 免除に関する現代的問題」と題するテーマを設け、 ILCが置き去りにした理論的な問題に取り組ん だ<sup>9</sup>。そこで、他国の主権的行為と呼ばれる事項 に対して国内裁判所の管轄権行使が認められない 理由を改めて問い直した報告者 Brownlie は、「免 除しという概念は、何らかの法的理由によって領 域国の司法手続が及ばないという結果を描写して いるに過ぎず、その根拠に目を向ければ、国家の 法的地位の保護を免除の根拠にしながら一定の行 為については管轄権行使を認めるという一般的な 理解は明らかに理論的な矛盾を来しているとの問 題提起を行った。

こうした議論を展開するに当たって彼が着目し ているのが、通説の指摘する裁判権免除制度の 「人的な (ratione personae)」性格である。まず は、制度の法的根拠における人的性格であり、裁 判権免除は、国家の法的地位を根拠にしていると いう点で主体の性質に着目した人的な制度とされ、 国家はその平等・独立といった法的地位ゆえに 原則として他国の裁判所からの免除を享受すると 説かれている10。そしてさらに、制度の内容につ いても次の二点で人的な性格を備えたものと理解 されている。すなわち、第一に、裁判権免除は国 家が他国の裁判所で訴えられ被告とされた場合に 適用される (要件の人的性格)11。ここで言われ ている他国の裁判所において「訴えられる」とは、 国家が実際に他国の裁判所において訴訟当事者と される場合に加えて、擬制的な場合も含めて理解 されている。例えば、国家とは独立の団体が国家 の主権的権能の行使として行った行為が訴訟事項 となった場合、被告は当該団体であってもそれを 「国家」とみなすことによって国家が訴えられた ものとして裁判権免除の対象となると考えられて いる12。また、国家の財産が他国の訴訟手続の対 象とされる場合にも、所有国が間接的に訴えられ たものと観念されて裁判権免除の適用対象に含め られるものと理解されている13。こうした場合も、 あくまでも国家が他国の裁判所で「訴えられる」 とみなされるという構成がとられることが本制度 の特徴である。第二に、たとえ通常であれば免除 を享有すべき事案でも、本国の同意があれば法廷 地国の管轄権行使の違法性が国際法上問われるこ とは無くなると考えられている(同意の効果にお ける人的性格)14。本来、制度の要件や同意の効 果に関する評価は、制度の法的根拠をどう理解す るかに依存するはずであり、以上三点における人 的な性格の関係も、制度の根拠から要件・同意の 効果の人的性格が論理的に導き出されるものと理 解すべきである。実際、後述の様に、裁判権免除 制度生成期には、その様な理解がとられていた。

ILCが作成した「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約(以下、「国連国家免除条約」)」も、以上の様な制度として法典化が行われている。すなわち、当該条約では、まず第

5条において、国家が他国の裁判権から免除され ることを一般原則として確認し、その上で例外事 項を列挙している (第10条~17条)。また、第 6条(「免除を実施するための方法」)では、その 第1項において、「いずれの国も、自国の裁判所 における裁判手続において他の国に対して裁判権 を行使することを差し控えることにより…免除を 実施する」と規定し、第6条2項において、他国 に対して裁判手続が開始される場合として、(a) 他国が当該裁判手続の当事者として指定される場 合、(b) 当該裁判手続の当事者として指定されて いないが、当該裁判手続が実際には、他国の財産、 権利、利益又は活動に影響を及ぼすものである場 合、を挙げている。いわゆる制限免除主義と呼ば れる広範な実行はこうした特徴を有する単一の制 度の下で把握しきれると考えられてきたのである。

こうした理解に対して Brownlie は、確かに、 被告が他の国家であれば原則として免除が認めら れていた絶対免除主義と評される裁判権免除制度 の生成期には、国家の法的地位を保護する単一の 人的制度としてこれを位置づける理論的基礎が存 在していたかもしれないが、現代ではそうした基 礎はもはや妥当しないとして異論を提起した。そ してその上で、彼は、いわゆる制限免除主義と呼 ばれる実行は、①訴訟事項の性質が国内裁判所の 判断に適したものではないという「事項的な」 (ratione materiae) 理由で判断を控えたものであ り、②こうした訴訟事項の「事項的な」性質に基 づく管轄権行使の回避は、単一の根拠に基づく制 度によるものではなく、不干渉原則を中心とする 諸原則や政策的考慮等の複数の異なる次元の理由 によって行われたものであるとの主張を展開した。 単一の人的制度として裁判権免除が国際法上妥当 していることを否定するこの報告書は、通説的な 立場をとる委員から猛烈な反対にあったが、それ でも彼と問題意識を共有する委員の賛同を得て、 最終的には大きな変更を加えられることなく決議 が採択されることとなった15。

本稿が Brownlie の議論を取り上げるのは、理論的な根拠を突き詰めることなく裁判権免除の各則を論ずる学説が大勢を占める中で、制度の枠組み自体を問い直す数少ない議論が、彼の見解に応

答する形で展開されてきたからである。これらの 学説は、管轄権行使の可否が訴訟事項の性質とい う「事項的な」基準によって決せられる様になっ た現代においても、①国家の法的地位の保護を目 的とした人的な性格を有する制度が、②多様な免 除事例を統一的に根拠づける単一の制度として国 際法上妥当している、と主張する通説に対して 各々独自の観点から議論を行っている16。本稿は、 免除を人的に把握し、かつ、統一的な根拠に基づ く単一の制度と理解するという上記二点のいずれ についても通説に異論を提起した Brownlie の学 説とそれに応ずる学説の議論を検討することによ って、現代において「人的」な裁判権免除なる制 度が国際法上の制度として妥当していると捉える ことの理論的な問題点を探り、制限免除主義と呼 ばれる実行を規律する制度を明らかにする為に検 討すべき課題を浮き彫りにすることを試みる。人 的な裁判権免除制度を認めるか否かは、上述の様 に、裁判権免除を原則として措定するアプローチ の妥当性や、免除認否の基準、制度の要件(私人 間訴訟や、法廷地国裁判所に他国の行政行為の無 効確認を求める訴訟等における裁判管轄権の行使 に国際法の規律が及ぶか)、行為国の同意の効果 をどの様に評価するかといった点に関わる解釈論 上重要な問題である。なお、2004年に国連国家 免除条約が採択されているが、後述の様に、人的 性格を有する単一の裁判権免除制度を認めるか否 かは、当該条約の具体的な解釈や、その一般国際 法上の位置づけ如何に関わってくるため、この問 題を検討する重要性はいささかも減ぜられるもの ではないであろう。

具体的な検討に先立って、一点、用語について確認しておく。冒頭でも述べた様に、免除の享受主体として語られるのは国に限られておらず、主権者や外交官、軍隊といった多様な実体に及ぶ。そこで本稿では、検討の中心に据える、国家が他国の裁判所で享受する人的な免除を「裁判権免除」と呼び「、裁判権免除の理論化が試みられる以前に確立したものと考えられている外交官、主権者、軍隊の享受する免除を「外交官等の免除」と呼んで両者を区別することとする。後述のように、外交官等の免除については各論者共に見解を

共有していることに加え、両者の関係をどのように考えるかが各論者の見解を分ける一つのポイントとなっており、混同を避ける必要があるからである。

# 2. Brownlie による人的制度としての「制限免除」理論に対する批判

#### 2-1. 通説の理論枠組み

19世紀の学説は、国内に所在する他国の主権者、外交官や軍隊構成員に対して裁判管轄権を行使することが出来るかという問題を論じていた。裁判権免除は、そうした特定の実体に特別な地位が認められていることを前提に、相互に独立・平等たる主権国家体制が成立に向かう19世紀以降の実行を通じて徐々に理論化されたものと考えられている18。

その為、裁判権免除を理論化するに当たっては、 外交官等の国家を代表する個人に対して古くから 免除が認められてきたこととは無関係に独自の制 度として理論化するかという問題、そして、仮に 両者を同種の制度として観念する合には、裁判権 免除をどの様な法的枠組みで理論化するかが問題 となった。前者について、国家の機能は外交、防 衛に限らず多岐にわたっており、主権者、外交官、 軍隊といった統治機能の中枢を担う機関と国家自 体とを完全にイコールなものとして理解すること は難しい。しかしながら学説は、外交官や軍隊が 国家の職務の一部をなしており、それらに対する 諸免除はいずれも国家のために認められていると 解することによって、国家の免除の一類型をなす ものと評価した。例えば、ILC における起草作業 において初代の特別報告者を務めた Sucharitkul は、厳密に言えば外交官に対する免除が裁判権免 除<sup>19</sup>とは異なる国際法上の原則によって規律され ること<sup>20</sup>、さらには、外交官免除の基礎が、裁判 権免除とは異なり機能的なものであることを指摘 しつつも、「実際には他国に対する免除の観念と 切り離すことはできない | と理解している21。外 交官が享受する他国の訴訟手続からの免除を国家 の免除の一類型と位置づけることによって、国家 が他国の訴訟手続において享受する免除が国際法

上妥当していることを示そうとしたものと思われる。ここでは、職務の性質等の観点から両者を同種のものとみなすことが適当かといった実質的な検討は行われることなく、「国家の利益のため」という一般的な共通点を拠り所に理論化が試みられた点に特徴がある。

では、裁判権免除は、外交官等に対する免除と 基礎を共有する制度としてどのように理論化され たのか。裁判権免除の基礎としては、国家の独立 や平等、相互主義や国際礼譲、国際関係における 政治的障害を避ける必要性、強制執行が不可能で ある事といった、複数の法的、政治的要因が挙げ られることが多いが<sup>22</sup>、実質的には、19世紀に国 家を体現するものと考えられていた主権者相互の 関係に倣って把握しようとしたことがその理論構 成を支えている<sup>23</sup>。この点 Brownlie は、「国家免 除一般の問題にしばしば過度な形で影響を与えて きたのは、主権者個人 (in berson) やその代表 の免除の名誉に基づく儀礼的な特徴である」と述 べており<sup>24</sup>、同様の指摘は、Sucharitkul によって も行われている<sup>25</sup>。相互に独立平等であることに 加え、威信や名誉を帯びた主権者間の関係を基礎 にすることによって、他国を訴えることはその威 信・名誉を害するため国際法上禁止されるという 考え方が成立したのである<sup>26</sup>。

こうした理論的基礎の下、裁判権免除は国家の 法的地位に基づく人的な制度として構成され、そ の論理的帰結として次の二点が指摘された。第一 は、免除付与の要件についてであり、国家が他国 の裁判所で訴えられた場合にのみ裁判権免除は適 用されるものと説かれた。主権者が他国の訴訟手 続にかけられること自体でその威信が害される様 に、他国に対して訴訟手続を開始することは、そ れ自体でその国家の法的地位を害するという趣旨 である。そして第二に、免除の有無を左右する要 素として被告国の同意の存在が重視されている。 主権平等に基づく法的地位を保護する制度である 以上、他国裁判所の管轄権行使に同意した国家を 訴えたとしても国際法違反が生ずることはない。 被告国の同意は、単に免除の例外を正当化するこ とを超えて、同意が存在しないことが裁判権免除 の本質的な要素を構成するとまで説かれている27。 こうした伝統的な理解は、主権国家体制確立の過渡期であり、主権者とのアナロジーや絶対主義国家といった観念が依然として残存していた時代には馴染みやすい考え方であったといえよう。「人的制度」としての裁判権免除という構成は、こうした時代背景の中で生成した実行を念頭に形作られてきたのである。

確かに、被告が他の国家であれば原則として免 除が認められた時代の実行を念頭に置けば、こう した制度の法的性質は整合的に理解しやすい。ま た、主権者間の関係を基礎とする構成も、主権者 や軍隊といった国家統治の中枢を担う機関が他国 の裁判所で訴えられる局面においてはある程度説 得力を有するかもしれない。軍隊も国防を担うと いう点で国家権力そのものであり、他国の裁判所 で訴えられることは主権者や国家の威信に関わる 事項だからである。しかし、19世紀末以降、国 家の機能が拡大し、他国の裁判手続にかけられる ことが必ずしも直ちに国家の威信に関わらないケ ースが増えるにつれて、「免除」の対象も国家の 一定の行為に限定されていく。こうして現実の変 化に直面してもなお、伝統的な枠組みを維持しよ うと説明を試みる多くの学説に対し、その限界を 鋭く指摘したのが Brownlie であった。

## 2-2. 制限免除主義理論とその論理的矛盾—人的 な性格の理論的破綻

20世紀に入り、免除の対象が国家の一定の行為に限定されていくという実行の変化に直面しても、学説は、それらを裁判権免除法理によって把握することの妥当性を疑わなかった。すなわち、学説は、そうした変化を免除の対象が量的に制限されているに過ぎないものと理解し、免除される行為を主権的行為(acts jure imperii)、その例外を業務管理行為(acts jure gestionis)と類型化して裁判権免除法理の枠内に位置付けたのである%。しかし、Brownlie は、この学説の対応に不満を持ち、Institute の報告書の中でその理論的脆弱性を露わにする議論を展開した。

免除の範囲が限定されることが伝統的な理論枠 組みとの整合性に関する問題を引き起こすのは、 管轄権行使の可否を判断する際の重点が、被告の 法的地位から訴訟事項の性質へと移ることになる からである。他国の一定の行為について国内裁判 所の管轄権行使を認めることは、他国の裁判所で 訴えられること自体から保護されるという、上述 の伝統的な理論的基礎と齟齬を来す可能性を孕む ものであり、Brownlie は、制限免除主義という 形で裁判権免除法理が存続していると説く通説の 問題点ついて次の二点を指摘している。第一は、 契約締結や商取引行為に起因する紛争を免除の例 外として正当化する論理についてである。上述の 様に、主権国家は国家としての地位ゆえに原則と して他国の裁判管轄権行使から免除されるという のが伝統的な理解であり、そうした免除法理を制 限免除主義の下においても維持するためには、例 外の存在を当該法理の中で正当化しなければなら ない。そこで通説は、大きく分けて、二重の人格 と黙示の放棄という二つの理論のいずれかに依拠 することによってこの問題に回答しようと試みた。 二重の人格理論とは、主権者や大使に対する免除 に起源を有するもので、主権者や大使同様、国家 についても公的人格として行動する場合と私的人 格で行動する場合を区別することによって29、被 告の法的地位に基づくという免除制度の前提と、 その対象が国家の一定の行為に限定されることを 整合的に説明しようとする理論である。しかし、 この区別は多くの論者から批判されている。代表 的な論者である Fitzmaurice が主張する様に、国 家が私人でも行いうる行為を行ったからといって 国家としての資格を失うわけではなく、その行 為はいかなる場合にも公的目的に資するからで ある30。例えば、鉄道の運営を国家が担う国では、 料金設定や路線の配置等について公共の福祉の観 点からの考慮が働くことは避けられず、たとえ私 人でも行いうる行為であったとしても完全に私人 と同様の立場で行動するわけではない。

次に依拠されたのが、国家は、他国民との商取引行為を行うことによって、免除の特権を失うことに同意したことになると説く黙示の放棄理論である<sup>31</sup>。しかし、この説明も、国家が明示の同意を与える場合には成立しうるが、特定の行為から同意を黙示的に推定することまで認めると、矛盾を露呈することになる。裁判権免除が他国の裁判

手続にかけられることから国家を保護する制度だとすれば、管轄権行使に実質的に同意を与えていない国に対して裁判手続を開始することは本来認められないはずだからである<sup>32</sup>。

第二に、Brownlie の批判は、国家とは独立 の法人格を有する団体の扱いについても向けら れている。州や地方公共団体といった政治的下 部組織 (political subdivisions) や国家の機関 (agencies) は、中央政府の統治機構に組み込ま れることなく独自の法人格を備えていることが 多いが、こうした団体は、免除に関する諸条約 において「主権的権限を行使する場合」に限っ て免除を認められるという扱いがなされている<sup>33</sup>。 Brownlie は、この種の扱いが、国家とは独立の 法人格を有する団体を「締約国」とは別個の団体 として扱いながら、主権的権限の行使として行わ れたその行為については条約の適用対象に含める 点に着目し、次の様にコメントしている。「独立 の法人格のテストを採用しながら、最終的には主 権的権限の行使において行われた行為であるかを 参照することは論理的に一貫しない」34と。確か に、こうした場合の焦点は行為の性質にあり、被 告が外国国家であるか否は重視されていない。こ れら団体を国家自体とは区別している時点で、も はや国家が訴えられたか否かという点は問題とさ れていないからである。

以上の様に、現代における国家の機能拡大に伴って訴訟事項の性質を理由に裁判所が審理を控える実行を、なお「人的」な裁判権免除制度の下で捉えようとする見解の論理的な矛盾を指摘したBrownlie は、「一度、国家の活動が関わっているという事実のみでは免除付与の決定要因とはならないことが受け入れられれば、関係者の地位が持つ重要性は減ぜられている」<sup>35</sup>とし、この問題を新たな枠組みの下で捉え直す必要性を説いた。Brownlie は、他国を訴訟手続にかけるという要件が実質的に求められていない以上、被告の法的地位に基づく単一の人的制度によって現代の実行を捉えることはもはや適当ではないと主張したのである。

### 2-3. Lauterpacht の裁判権免除「廃棄」論

現代の実行が、人的な裁判権免除法理で捉えきれないものであることを指摘したBrownlieは、引き続き、この分野の新たな規律態様の提示へと議論を進めるが、通説の説く意味での裁判権免除が国際法上妥当していると評価することへの疑念は、実はBrownlieが最初に提起したものではない。一般に絶対免除主義から制限免除主義への過渡期と評価される時期に同種の問題提起がLauterpachtによって既になされており、Brownlieの議論は彼の主張を受けてのものであると位置づけることが出来る。そこで、Brownlieの議論を検討する前提として、Lauterpachtが何を問題とし、どの様な点を後の学説の検討に託したのかを確認しておく。

Lauterpacht の主張は次の二点に要約するこ とが出来る。まず第一に彼は、通説の説く裁判 権免除制度の理論的基礎が現代においてはもは や維持され得ないことを指摘した。すなわち、 Lauterpacht は、裁判権免除の起源を国家の威信 や「国家は法に服することはない」という伝統的 な観念に見出した上で<sup>36</sup>、法の支配を前提とする 現代においては、もはやこうした伝統的な観念は 裁判権免除の根拠とはなり得ないとして、その廃 棄を提唱した37。そして第二に、たとえ裁判権免 除に関するかつての理論的基礎が現代において維 持され得ないものであったとしても、依然として 国際法が、一定の事項について国内裁判所に判断 を控える様に求めていることを示した。彼は、こ うした事項に「免除 (immunity)」という用語を 当て、その根拠を示すことなく次のように論じて いる。第一に、他国の立法行為及びそれに従って とられる措置については免除が依然として規則と して存続するとし、制定法による外国人財産の国 有化の様な場合の救済は、国内訴訟手続ではなく 外交的性格のものであるべきと述べている。そし て第二に、他国の領域内で行われた執行及び行政 行為 (executive and administrative acts) に関 しても免除が妥当するとする。具体的には、不当 な退去強制や税の取り立て、違法な抑留、裁判拒 否が例示され、他国及びその機関が当該国の領域 内で行ったこれらの行為については、訴えを認 めてはならないと述べている。こうした場合には、 救済は法廷地国の裁判所ではなく、当該他国内で の司法的救済措置か外交的保護制度に従った外交 的措置に求めるべきであるという。第三に、例え ば、英国で締結された契約や、英国外で締結され てはいるが英国裁判所に英国法を適用させること を英国の国際私法が認めている契約を除く、他国 とのもしくは他国による契約については免除が引き続き付与されると述べている。裁判権免除を廃棄した事によって、国際私法上私人よりも他国が 不利な地位に置かれるべきではないというのがそ の理由である。そして最後に、外交官免除に関す る受け入れられた国際法原則に反して国家に訴訟 を提起しても国有財産に執行をかけてもならない ことが指摘されている38。

一方で裁判権免除制度の廃棄を説き、他方で依 然として国内裁判所が管轄権行使を控えるべき事 項の存在を指摘する Lauterpacht のこの主張につ いては、いわゆる制限免除主義の裁判権免除法理 を主張したものに過ぎないとするものをはじめ 様々な評価があるが39、彼の主張をごく自然に受 け取れば以下の様になろう。まず、彼は、生成期 において裁判権免除制度を支えていた理論的基礎 が現代において妥当し得ないとしてその廃棄を提 唱しており、いわゆる絶対免除主義の時代に理論 化された裁判権免除制度と制限免除主義と呼ばれ る実行を規律する制度とを連続的に捉える立場を 強く批判している。換言すれば、いわゆる制限免 除主義と呼ばれる実行がいかなる根拠によるもの なのかを、伝統的な裁判権免除制度とは一度切り 離して再検討すべきことを説いたのである。

そして、現代においてもなお管轄権行使を控えるべき事項として彼が挙げた項目を見れば、それが「免除」という単一の概念の下で論じられていながら、一つの制度によるものと捉えているわけではないことが分かる。上述の第三点目は国家と私人との平等という観点から国際私法上の立法論を展開したものであるし、第四点目は外交官等の免除の問題である。第一点目と第二点目の他国の立法・行政行為についてはどの様な根拠によって免除が付与されるのか明らかにされていないが、少なくとも、列挙された事項を全て単一の制度の

枠内で捉えるのではなく、管轄権行使を控えるべき事項ごとに根拠は異なりうるという主張は読み取れる。ここでの「免除」という概念は、単に裁判所の管轄権行使が及ばないという効果を意味しているに過ぎず、その根拠となる制度の同一性は全く想定されていないのである。彼が裁判権免除理論の廃棄を提唱したのもこのことを示唆していよう。

そしてさらに、根拠は管轄権行使を控えるべき 事項ごとに異なるとしても、他国の立法・行政行 為について国内裁判所が判断を控えることをどう 理解するかがこの分野の中心的課題であるとの意 識も読み取れる。他国の政策実現措置について裁 判所が判断を控えることは、あくまでも訴訟事項 の性質に着目した「事項的な | 判断である。その ため、私人間紛争においても十分に問題となりう るのみならず、行為国の同意が法廷地国裁判所の 管轄権行使に決定的な影響を与える根拠は一見 して定かではない。これらを規律する制度が人 的な性格を有するか否かについて Lauterpacht は 自己の立場を明確に示していないが、少なくと も、裁判所が管轄権行使を控える際の根拠を考慮 して「免除」付与の実行について再検討を行う必 要があると考えていたことは間違いないであろう。 Brownlie は以上の Lauterpacht の指摘に触発さ れ、彼の問題提起に沿って議論を展開していくの である。

# Brownlie の司法判断非適合性 (non-justiciability) 法理

Brownlie は、Institut に提出した報告書の中で、「Lauterpacht のアプローチ及び制限免除原則一般の支持者の主張する主題の性質の強調は、不可避的に、法廷地国の司法機関の有する本質的な権限(essential competence)の重要性をあぶり出す。」と述べ、Lauterpcaht が何ら説明することなく「免除」と呼んだ事項の一部が、「司法機関の本質的な権限」の問題であることを明らかにしようとした。Brownlie の主張の要点は、それまで「免除」という名で一括りにされてきた問題の中には、実は二つの異なる問題が混在しており、

事柄の性質を基準とする現代に主流の実行は、免除制度とは異質の法理によるものであることを示すことにあった。

## 3-1. 問題状況の分類―管轄権、外交官等の人 的免除、訴訟事項の「事項的な」性質に基 づく司法判断適合性

Brownlie は、他国の行為を国内裁判所が審理 することが出来るかという問題には、国際法上、 大きく分けて三つの論点が関係しているとみる。 第一は、そもそも法廷地国に管轄権が認められる 事項かという、いわゆる裁判管轄権の有無の問 題であり、「法廷地国との関連性という観点から (一般国際法上) 通常の事物管轄 (subject-matter jurisdiction) を行使する基礎が無ければ、いずれ にしろ、法廷地国の裁判所の権限外の争点であり うる」という<sup>40</sup>。確かに、国際法上認められた管 轄権の基礎を欠く事項について訴えを提起された 場合には、国内裁判所は却下する他ないのであっ て、裁判権免除を認めるか否かに関わらずこの点 が問題となることに疑いはないであろう<sup>41</sup>。その 上で、この裁判管轄権の存在を前提として、その 行使態様の適否が次の二つの観点から問われると 主張する。

まず、管轄権行使の対象とされる主体の性質 に着目するのが、第二の、訴訟当事者の「人的 免除 (immunity ratione personae)」の問題であ り、ここでは、「それが無ければ存在するであ ろう事項管轄から逸脱する特権」42を訴訟当事者 が有するか否かが問われる。「人的免除」とい う用語が用いられているのは、他国の裁判所で 訴えられた被告の法的地位を根拠とする法理だ からであり、しばしば "par in parem non habet jurisdictionem"という法諺が提起される状況に 当たると説明されている43。そして Brownlie は、 一般国際法上の同意原則が基礎をなす点がこの 分野の特徴であるとして次のように述べている<sup>44</sup>。 「他の場合には存在しないであろう特権や免除は、 領域国の明示の許可によって与えられるかもしれ ない。そのような免除の法的基礎は、国際法にお ける同意の一般原則に過ぎない」。すなわち、外 交官等が他国の裁判所で訴えられた場合に人的免

除を享受するのは、法廷地国が外交官等の入国を 許可した際にその法的地位の特殊性に鑑みて裁判 権行使の対象としない旨自ら管轄権を放棄したか らであるという理解である。そしてさらには、他 国が自主的に当地の裁判管轄権に服する場合には その同意が管轄権行使の可否を決定づけるとも述 べ<sup>45</sup>、外交官等の本国が免除を放棄することが出 来ることも、一般国際法上の同意原則によって説 明している<sup>46</sup>。外交官等の免除は、外交官等が訴 訟手続にかけられることから保護されるべき特別<br/> な性格を帯びているゆえに本国同士が相互に同意 することによって形成された制度であり、それゆ えに外交官等が他国の裁判所で訴えられた場合に 適用されるという要件及び本国の同意によって放 棄しうる人的な性格を帯びているのだと理解する のである。

しかし、Brownlie の議論で重要なのは、外交 官等に人的免除が認められること自体ではない。 むしろ、この第二の分野が被告の地位に基づくと いう制度であるという特徴を意識することによっ て、いわゆる制限免除主義の代表的な事例と考え られてきた軍艦以外の国有船舶や政府のチャータ ーした船舶、さらには中央銀行の事例や大使館の 修繕契約違反の様な、被告の地位そのものではな く訴訟事項の性質に着目して管轄権行使の可否が 問われる事例の多くを免除の領域から除外し、第 三の分野の問題として分類した点が重要である。 彼は、この第三の法分野を、「管轄権の領域的範 囲の問題ではなく、他の法原則や政策の観点に基 づくその適切性」<sup>47</sup>が問題となる分野であると性 格づけている。被告の性質に鑑みて領域国の管轄 権がどこまで及ぶか(どこで裁くべき被告か)を 問題とする外交官等の免除とは異なり、この第三 の法分野では、訴訟事項の「事項的な」性質に鑑 みて法廷地国が当該管轄権を行使する場として適 切なフォーラムか否か(どこで裁くべき事項か) を問題としているというのである<sup>48</sup>。外交官等の 人的免除もいずれの裁判所が被告たる外交官を裁 く場として適切かを問題としているという点では フォーラムの適切性に関わるが、訴訟事項の性質 のみに着目して判断を控えるのがこの第三の分野 の特徴という趣旨である。そして、一般には裁判

権免除に関する事例として分類されている大部分の判決をこの第三の分野に振り分け<sup>49</sup>、この分野を「厳密に言えば免除ではなく司法判断非適合性 (non-justiciability) に関するもの $\int_0^{50}$ と評して独自の問題領域であることを強調した。

## 3-2. 複数の法的・政策的要因に基づく司法判 断適合性

#### 3-2-1. 司法判断適合性とは

従来、「免除」の問題として一括りにされてきた問題から、訴訟事項の「事項的な」性質を理由にフォーラムの適切性を問う分野を括り出したBrownlie であるが、訴訟事項の性質上、国内裁判所の判断に不適合であるという論理は、被告の地位を理由とする裁判権免除の場合ほど明瞭なものではない。この点、Brownlie 自身は詳しい説明を行っていないが、彼の意図は「司法判断適合性」という概念を用いていることから窺い知ることができる。

「司法判断適合性 (justiciability)」は、英米法 系の国内法において用いられることが多い概念で あり、ある事項が司法裁判所の判断に適している か否かを問題とする局面で援用される51。その代 表的な論者である Mann は、1986 年に公刊した 『英国裁判所における対外事項 (Foreign Affairs in English Courts)』の中で、司法判断適合性を 「一定の諸問題について意見を述べる国内裁判所 の能力(ability) | と定義し<sup>52</sup>、司法判断に不適合 な場合として次の二点を挙げている。第一に、争 点が、単なる倫理的もしくは専門的な事項、社会 や家族上の問題の様な、そもそも法に従って判断 される問題ではない場合である53。試験の成績や 医師の判断の様に、それぞれの専門分野の基準に 従って判断される場合がその例として想定され、 裁判所による司法判断にはなじまないケースとし て比較的容易に理解できる。そして第二に、司法 の統制を除外するほど特定の機関に絶対的な裁量 が認められている場合も、司法判断に不適合であ るとされる<sup>54</sup>。憲法上、政策実現のための一定の 裁量が認められている行政機関が、政策的要因を 考慮して最適だと判断した措置をとる様な場合が 念頭に置かれる。もちろん、こうした裁量措置に

ついて司法の審査が全く及ばない訳ではないが、 裁量を枠づける限界について審査しうるに留まる。

以上より、司法判断適合性という概念の下では、 訴訟事項の性質が国内裁判所の司法判断に適切と 言えるか、言い換えれば、紛争解決の場として適 切なフォーラムと言えるかが問題とされているこ とが分かる。そして、本稿との関係ではこの概念 の次の特徴が重要である。まず第一に、国内法上、 司法判断適合性は国内裁判所の司法判断に適さな いという結果を意味する概念に過ぎず、その根拠 は、訴訟事項の性質上そもそも法的紛争とは言え ない場合、他の機関に裁量が認められている場合 といった様に複数に亘っている。そして第二に、 いずれの理由によるにせよ、司法判断適合性を欠 くということは訴訟事項が「本質的に | 国内裁判 所の判断になじまないことを意味しており、関係 当事者の同意によっても管轄権が設定されること はない。これは、上記の憲法上の三権分立を理由 とする場合であっても同様である。例えば、実際 に英国では、ローマ条約締結の差し止めを求めて 市民が国王を裁判所に訴えた際、条約締結権は国 王の特権であり、それを裁判所で争うことは出来 ないとして却下されたケースが存在する<sup>55</sup>。ここ で裁判所に判断を行う権限が無いのは、憲法上裁 判所に条約締結権が認められていないためであり、 それは国王の同意の有無如何によって左右される ものではない。そもそも法的紛争で無い場合は言 うまでもないが、行政に裁量が認められている場 合でも裁判所の権限への制約は「本質的な」もの なのである。

上述の様に Brownlie は、司法判断適合性如何を、訴訟事項の性質に鑑みて法廷地国裁判所が適切なフォーラムか否かを問題とする概念であると説明しており、彼も Mann と同様の意味で当概念を用いていることが分かる。そして、報告書の中で、司法判断適合性が否定される事項として次の項目を挙げている:(a)国家間の取り決めについて国際法の観点からの妥当性、意味、効果を判断することは他国の裁判所の権限外であること、(b)国際法の観点から主権国家の国内の行政及び立法措置の有効性、意味、効果を判断することは他国の裁判所の権限外であること、(c)当

該国内裁判所以外の救済措置にその解決が委ね られた問題について法廷地国の法システムは権限 を有さないこと、(d)他国の外交・防衛政策の内 容、指揮、正確な実施方法は法廷地国の法システ ムの権限外にあること、(e)国家間の仲裁は仲裁 地の管轄権外にあること、(f)国際法規則に服す る機関、制度、基金を創設する政府間協定の有効 性、意味、実施方法に関する取り決めは法廷地国 の法システムの権限外にあること。各項目におい て Brownlie が挙げる事例の多くは、「免除」と いう概念を用いて判断が控えられている現代のケ ースであるが、問題はその根拠である。果たして Brownlie は、こうした事項を、どの様な根拠に よって司法判断適合性が否定されたものと評価し たのであろうか。

## 3-2-2. 不干渉原則に基づく司法判断適合性

Brownlie は自身の教科書の中で、一般に裁判 権免除とされる実行が "par in parem non habet jurisdictionem"という法諺で表され国家の法的 地位に付随する厳密な意味での免除ではなく、司 法判断適合性の法理として表れることを指摘した 上で56、その特徴を次の様に説明している。「免 除57 が基礎とするもう一方の原則は、他国の国内 問題への不干渉原則である。…その様な問題を列 挙することは難しいが、国内裁判所は、主題の性 質によってそこが適切なフォーラムではなく、何 ら有益もしくは効果的なことができないと受け入 れる様になるであろう」<sup>58</sup>。また、Institute の報 告書でも、事柄の性質を理由に「免除」を与える 判決が、主に不干渉原則を反映したものであるこ とを確認し59、例として、他国の立法・行政行為、 外交・防衛政策に関わる事項を挙げている。これ らは、通説によってしばしば制限免除主義の実行 の主要な例として挙げられる事項である60。それ ぞれについての Brownlie 自身の説明は極めて簡 素なものに留まっているため、報告書の中で及さ れている事例を手掛かりに彼が司法判断適合性と いう概念を用いることの意図を検証してみたい。

## 3-2-2-1. 他国の立法・行政行為

報告書で Brownlie が言及する事例の中で、不 干渉原則と国内裁判所における他国の立法、行政 行為の有効性審査の適切性との関係を最も明確 に説明しているのが、Buck v. Attornev-General 事件英国控訴院判決(1964年)である。本判決 は、Brownlie の論文の中で<sup>61</sup>、「他の独立国の国 内問題について管轄権を行使しないという原則 | を確認した判決として言及され62、議論の拠り 所とされている。本件の概要は以下の通りであ る。シエラレオネは、英国の植民地及び保護領 となっていたが、英国議会がシエラレオネ独立 法に基づいてシエラレオネ憲法令 (Sierra Leone (Constitution) Order in Council) を発布し、英 国から独立することを認めた。しかし、一部の植 民地住民が、英国法上、独立を承認できるのは保 護領だけであるため、植民地を含めて独立を宣言 した当命令及びそれに基づくシエラレオネ憲法は 無効であると主張し、無効確認の訴えを英国裁判 所に提起した。この様に、他国の憲法の有効性を 国内裁判所が判断することができるかという問題 が中心的な論点をなしていたことが本件の特徴で あった。

判決では、三人の判事の内二人が、訴訟手続に シエラレオネが関与していないことを確認してい る<sup>63</sup>。その上で、Diplock 判事は、本件では、シ エラレオネ憲法の有効性の問題が、契約に関する 判断に付随して生じているのではなく、まさに訴 訟の主題となっているとし、主題の性質上、判断 を回避すべき旨、次の様に述べている。「これら の諸規則(英国が諸国家団体の一員として遵守す る規則―著者註)の一つは、国際公法の規則に従 った場合を除いて、他の独立国の国内問題につい て管轄権を行使しない、または、他国もしくはそ の財産に対して強制措置を適用しないというもの である。英国の司法部門によるこの規則の適用例 として最もよく知られている一つが、有名な主権 免除法理である。…主権免除法理の適用は、当該 論点が争われている人ではなく、争点の主題に依 存する」<sup>64</sup>。

以上の様に、Diplock 判事は、紛争主題の性質 との関係で国内裁判所の司法権には一定の制限が 課せられるとし、他国の国内問題、具体的には他 国域内における当該国国内法の有効性について判 断を下す権限を認められていないことを確認した。

この判決が、シエラレオネが訴訟当事者ではない ことを確認した上で下されている点に着目した Brownlie は、Diplock 判事の意見の趣旨を、「国 会議員の議席数の再分配は議会の特権に関わる事 項であり司法判断の対象外である | と判断した英 国控訴院判決を参照しつつ65、次の様に評価して いる。すなわち、憲法によって議会に裁量的権限 が認められている事項について、裁判所がその有 効性を判断することができないのと同様、国際法 が、一定の政策実現の為の裁量を他の国家に認め た結果、行為国以外の国内裁判所の判断には不適 切な事案とされる場合があるというのである。例 えば、収用の対象となった財貨が法廷地国内に所 在する場合、当地の裁判所の管轄権自体は認めら れうるが、それを行使して国際法に照らして当該 措置を無効と判断すれば、行為国の収用実施とい う政策実現を妨げることになる。こうした場合に 管轄権を行使することは、不干渉原則に基づいて 国内裁判所に分配されている権限を超えることに なるため、国際法上司法判断適合性が否定される と主張したのである。

以上の議論は、司法機関の権限論として主張されている点に特色がある。Brownlie は、国際法上、国内裁判所に管轄権が認められていたとしても、なお適切なフォーラムとして処理すべき問題領域に限界を設けるという形で裁判所に関する固有の規律が及んでいると考えた。そして、その限界を超える管轄権行使を裁判所の「権限踰越(ultra vires)」と性格付け、他国の政策実現を害しうる判断を下す権限はそもそも一国の司法機関には認められていないと説いたのである<sup>66</sup>。

## 3-2-2-2. 他国の外交・防衛政策

他国の外交・防衛政策についても、基本的な理解は同様である。Brownlie は、報告書の中で、「他国の外交・防衛政策の内容、指揮、正確な実施方法は、法廷地国の法システムの権限外にある問題である」との項目を用意し、他国の外交・防衛政策の内容や実施方法の合法性判断等、国内裁判所が判断を下せばこうした政策の実現を害する様な訴えを、司法判断に不適合なものと位置づけた。

この項目との関係では、これらが、従来、外交

官等の免除の問題であると考えられてきたことが問題となる。報告書でも、①軍隊に関する行為、②外交免除に関する国際法の諸原則に反する行為、③領事免除に関する国際法の諸原則に反する行為、⑤国家の対外政策の実現に排他的に関わる行為、を想定した旨述べられている。Brownlie は、免除が当事者の性質に着目した制度であり、司法判断適合性が訴訟事項の性質を理由とする制度であるという違いを意識することによって、こうした事項の中にも不干渉原則を理由に司法判断適合性が否定される事例が存在することを指摘したのである<sup>67,68</sup>。

外交免除や領事免除について人的免除と事項的 免除の関係をどう理解するべきかは、現在も議論 のある論点であるが、外交官の事項的免除を司法 判断適合性の問題として分類する Brownlie の議 論は、一つの整理の仕方として理論的に一貫した ものということが出来よう<sup>69</sup>。

## 3-2-3. 他の法的・政策的要因に基づく司法判 断適合性

上述の様に、「司法判断適合性」は、訴訟事項 の性質上、国内裁判所の判断に適さないという結 果を示す概念に過ぎず、その結果を導き出す根拠 が単一であるとは限らない。この点、彼は、「包 括的な根拠や指導的原則を選択することは、いず れにしても、妥当性の疑わしい方法論である| と一言し70、この分野を単一の制度によって把 握しようとしてきた従来の理解を批判している。 Bronwlie が、事柄の性質を理由に「免除」を与 える判決について「主に (principally)」不干渉 原則を反映したものと述べているのはその為であ り、実行上、「免除」という概念を用いて法廷地 国裁判所が管轄権行使を控えるケースとして彼が 提示した事項は、他国の国内問題への干渉に当た る状況に限られている訳ではない。例えば、平和 条約の中で自国民の請求を国家間で処理する旨規 定し、当事国の裁判所以外の救済手段にその解決 を委ねた場合に、当該条約に基づく私人の訴えに ついて主権的事項に該当するとして「免除」の 判断を下した実行があるが、彼はこうした判断 を「国家はその同意無く国際裁判所に付される様 求められることはないという国際法の原則」の手 続的なコロラリーであると述べている<sup>71</sup>。当事国 が、条約締結によって当該国内裁判所以外のフォ ーラムで紛争を処理することに同意した場合には、 そこがより効果的な紛争解決のフォーラムであり、 上記の原則のコロラリーとして当事国の裁判所の 司法判断適合性が否定されると理解したのである。

さらに、既に確認したが、報告書ではその他に も、「国家間の取り決めについて国際法の観点か らその妥当性、意味、効果を判断することは他国 の裁判所の権限外であること」、「国家間の仲裁 は仲裁地の管轄権外にあること」、「国際法規則 に服する機関、制度、基金を創設する政府間協定 の有効性、意味、実施方法に関する取り決めは法 廷地国の法システムの権限外にある | とも述べて いる。これらについて法廷地国裁判所の司法判断 適合性が否定される理由について Brownlie は詳 しく言及していないが、上述の他国の立法・行政 行為、外交・防衛政策に関わる事項、当事国の裁 判所以外の救済手段にその解決を委ねた場合も含 めて、司法判断適合性を否定する方向へ作用する 要因として次の四点を挙げている:①国家の問 題 (affairs of States) は、当該国家の同意無く判 断されるべきではないという原則、②他国の国内 問題への不干渉原則、③国際法の問題は、適切 なフォーラム、すなわち、外交上のフォーラム や(利用可能であれば)他の国際的な手続、もし くは(利用可能であれば)被告国の裁判所におけ る国内救済手続で解決されるべきであるという原 則、④訴因が、本質的に国際法の論点に基づいて いるという事実の意味 (significance)<sup>72</sup>。そして、 事柄の性質を理由に「免除」を与えている事例は、 これらを総合的に考慮する73ことによって法廷地 国の国内裁判所よりも適切なフォーラムが存在す ると判断したものだと説いた。この四つの要因の うち、①と②が国際法上の要因であることは明ら かである。③は、全てが国際法上の要因という訳 ではないが、他国の領域内における外国人侵害行 為については国内救済完了原則という形で、自国 民への国際法違反による侵害行為については外交 的保護という形で国際法上の規範ないし制度とし

て成立している。もちろん、それ以外のケースが 除外される訳ではないが、私人が他国を国内裁判 所に訴えた場合にこうした規範ないし制度が類推 適用される状況が代表的なケースと考えられてい るのであろう<sup>74</sup>。④の意味について Brownlie は 説明を加えていないが、国家間の取り決めについ て国際法の観点から判断することを求める訴えの 司法判断適合性が否定された例として、報告書の 中では、領土問題について、政治的に慎重を要す る問題であることや、証拠や判例上の観点から判 断が困難であることを理由に適切なフォーラムと は言えないと述べた判決部分が引用されている<sup>75</sup>。 Brownlie は、この④の要因を国家実行一般に反 映されている原則として提示している訳ではない が、本質的に妥当でありかつ十分に政策に基礎づ けられたものであると一言している<sup>76</sup>。この様に、 現代において「免除」という概念を用いて国内裁 判所が判断を控えている実行の多くは、不干渉原 則を中心とする国際法のみならず、国内法、さ らには「実質的な政策的考慮 (substantial policy considerations) 🗠 によるものであると Brownlie は評価したのである。

そして、これらの諸要因を総合的に考慮すると述べられている趣旨は、上記の①から④が排他的にではなく重層的に作用することにあると説明されている<sup>78</sup>。例えば、先の平和条約の事例は、①のコロラリーであることが指摘されているが、同時に③の要因も作用する事例であろう。また、不干渉原則が適用される事例についても、③の被告国の裁判所における国内救済手続に付すべきであるという原則が適用され得るだけでなく、例えば他国の国有化措置の国際法上の違法性を主張して訴えを提起する場合には、①、③、④も関わる<sup>79</sup>。他国の国内問題への不干渉原則を中心としつつも、訴訟事項や請求内容に応じて多様な要因が、法廷地国裁判所以外のフォーラムがより適切であることを指示しているという理解である。

さらに加えて、Brownlie は、国内裁判所が司 法判断適合性如何を決定するに当たっては、法廷 地国裁判所における判断を肯定する方向に作用す る原則も同時に考慮されているとも主張している。 すなわち、彼は、法廷地国における私法上の行 為等、制限免除理論の下で「免除」の例外と評価 されている事項も、種々の原則によって当地での 司法判断適合性が肯定されたものであるとし、実 行を次の様に説明している。すなわち、他国の政 策自体の当否を判断することが国内裁判所の権限 外の事項であるのは上述の通りであるが、その一 方で、当該他国の外交政策の実現の為に法廷地国 の法システム内で取引を行った場合には当該法シ ステムの中での責任(accountability)のリスク を引き受けたことになるという80。その結果、当 地の裁判所で責任を問われることが同意原則に合 致する他、信義則、信頼 (reliance)、不当利得と いった一般原則も当地の裁判所の司法判断適合性 を肯定する方向に作用していると説く81。例えば、 A国が領域内にB国の空軍基地を設置する際、当 該基地がA国の私法に基づいて契約によって建設 されれば当該契約の違反や建設に当たっての不法 行為に基づく損害賠償請求に関してA国の司法判 断適合性は肯定される。空軍基地の建設は明らか にB国の防衛政策を実現する為の行為であるが、 B国はA国の裁判所で責任を問われることを回避 したければ AB 間の条約によって基地を建設する ことも可能であり、さらには、賠償責任を認めて もB国の政策実現自体を阻害することにはならな いため、同意原則及び上記の一般原則が優先され るという。しかし他方で、基地の建設差止命令を 求める訴えは、B国の政策実現自体を妨害するた めA国裁判所の司法判断適合性は否定されるとい う<sup>82</sup>。この様に、Brownlie は、実際の実行は、司 法判断適合性を否定する要因と肯定する要因を対 抗させること (countervailing) によって管轄権 を行使することが適切かを決定していると評価し たのである<sup>83</sup>。

## 3-3. 裁判権免除制度との相違点

以上の様に、いわゆる制限免除主義と呼ばれる 実行についての Brownlie の理解は、裁判権免除 制度を支持する通説のそれとは大きく異なる。ま ず第一に、Bronwlie の理解では、国内裁判所は 事案ごとに複数の原則や政策的考慮を対抗させる ことによって当該裁判所が紛争解決のフォーラム として適切か否かを決定しているのであって、被 告国家の地位に基づいた人的な裁判権免除という 単一の制度に基づいて「免除」するか否かを判断 しているのではない。その結果、国内裁判所が管 轄権行使を控えるべきか否かは、「主権的行為」 に当たるか否かではなく、訴訟事項の性質や請求 内容ごとに不干渉原則を中心とする種々の要因を 考慮してそこが適切なフォーラムか否かを検討す ることによって判断されていることになる。

そして第二に、一方的に他国の訴訟手続にかけられること自体から国家を保護する単一の制度であることを否定する以上、要件及び同意の効果における人的な性格は、少なくとも伝統的な学説が説いた様な形で論理必然的な関係ではなくなる。この人的性格の有無についてBrownlie は、司法判断適合性における判断回避の基準が、訴訟事項の性質に基づく「事項的」なものであることを考慮して次の様に評価している。

まず、要件の人的性格については、例えば、私人間で他国の国有化措置の有効性を争う場合、有効性如何について国内裁判所が判断すれば、国有化を行った国家の政策実現を妨げることになりうるため、私人間訴訟でも司法判断適合性は問題となりうる。これは不干渉原則の場合に限るものではなく、司法判断適合性を否定する上記の諸要因は、いずれも訴訟事項の性質を理由に作用するものであり、訴訟当事者が誰であるかに関わらず問題となりうる。Brownlie は、「関係国のいずれも訴訟当事者でないことは重要ではない」と述べ、この点を明確に確認している84。

他方、同意の効果については訴訟事項の性質ごとに分けて考える必要がある。まず、上述の司法判断適合性を否定する方向に作用する「国家の問題は、当該国家の同意無く判断されるべきではないという原則」の様に、行為国の同意の欠如が裁判所の司法判断適合性を否定する方向に決定的な影響を及ぼす場合は存在する。この原則の下では、国家が自国の関わる紛争をどこで処理することに同意したかがフォーラムの適切性を決するからである。また、報告書では、法廷地国裁判所の司法判断適合性を肯定する要因の一つとしても同意原則が挙げられ、法廷地国の法システムの中での取引行為によって政策実現を果たすことを選択した

場合には、当該国家はその法システム内で責任を 負うリスクを引き受けたことになるため当地の司 法判断に服すると説明されていた85。従って、一 見すると裁判権免除制度における場合と同様の効 果が行為国の同意に認められている様にも思われ る。しかし Brownlie は、同時に、法廷地国裁判 所の司法判断適合性を肯定する要因としての同意 原則は、管轄権行使の可否について決定的な効果 を持つものではないことを強調し86、「たとえ明 示の放棄に直面したとしても、それでも国内裁判 所は、例えば、管轄権行使の法的基礎が無く、権 限を欠いていると決定するかもしれない」と一 言している<sup>87</sup>。彼の理解では、あたかも国内法上、 行政と司法の間で権限分配が行われているかの様 に、不干渉原則によって、政策を実現させる権限 やそれを中止する権限は行為国のみに排他的に認 められており、他国の司法機関にはそうした判断 を下す権限は本質的に存在しない。

たとえ行為国の同意があっても依然として「他 国の政策実現措置を害しうる訴え」という訴訟事 項の性質には変わりがなく、当該裁判所に権限を 認められた適切な紛争解決のフォーラムではない という結論には影響しないと考えたのであろう8。 Brownlie も、訴訟事項の性質上、行為国の同意 がフォーラムの適切性如何を左右する場合がある ことは認めているが、行為国の同意がどの様な効 果を持つかは、司法判断適合性を左右する原則や 政策的要因の内容によるのであり、あらゆる場合 に法廷地国裁判所の管轄権行使を決定的に可能に するという形で一義的に理解することには反対し ているのである。上述の様に、Brownlie は、外 交官等の人的免除を一般国際法上の同意原則によ って説明していたが、報告書ではこうした司法判 断適合性における同意の効果の特殊性が指摘され、 一般国際法上の同意原則とは区別すべきことが強 調されている<sup>89</sup>。

## 3-4. 小括

Brownlie は、いわゆる絶対免除主義の実行を 念頭に論じられていた裁判権免除の理論的基礎が 現代ではもはや維持し得ないことを指摘し、いわ ゆる制限免除主義の実行は、訴訟事項の性質に応 じた複数の法的、政策的要因を考慮することによって、当該国内裁判所の効果的な紛争解決のフォーラムとしての適切性を否定したものであると説いた。そして、不干渉原則を中心とする複数の原則や政策的要因によって管轄権行使の可否が決せられている以上、要件及び行為国の同意の効果の両側面において人的性格を認めるべき理由はもはや存在しないと主張した。

その後、この Brownlie の議論に応じて、単一の人的制度としての裁判権免除が国際法上妥当していると評することを巡る議論が、少数ではあるが展開されていく。果たして、後の学説は、彼の問題提起を受けてどのような議論を展開したのであろうか。

## 4. 学説の展開

Jennings、Crawford、Fox は、Brownlie が 提起した、裁判権免除は現代においても国際法上の単一の人的制度と言えるのかという問題にそれぞれ独自の観点から迫っている。以下、順を追って検討していこう。

## 4-1. Jennings の学説

## 4-1-1. 制限免除主義における「免除」の例外 とされてきた事項の分析

Brownlie 同様、現代において裁判権免除とい う単一の人的制度が国際法上妥当していると評価 することに疑いの目を向けるもう一人の論者が Jennings である。Jennings も、国際法上、外交 官等に免除が認められることは否定していない<sup>90</sup>。 彼が問題としているのは、外交官等の免除とは独 立した単一の人的免除が国家に認められていると 理解することであり、とりわけその問題点を、裁 判権免除法理のもとで「免除」の例外として扱わ れてきた実行を分析することによって示そうと試 みた。上述の様に、他国の訴訟手続にかけられる こと自体から国家を保護する制度という裁判権免 除生成期の考え方を前提とすれば、法廷地国裁判 所に管轄権行使が認められるのはあくまで例外で あり、かつその為には被告国の同意を証明するこ とを要するはずである<sup>91</sup>。Jennings は、制限免除

主義における「免除」の例外を認めたと評されている実行が、こうした裁判権免除の人的性格と整合しない形で展開していることに着目し、現代の実行を当該制度の枠内で捉えることを批判したのである。

この点を示す例として Jennings が挙げるのが、 英国で制限免除主義を採用した事例として著名 な I Congreso del Partido 事件の貴族院判決であ る。本件は、チリのバイヤーがキューバの国営企 業から砂糖を購入したが、チリでの政変を理由に キューバ政府が当該砂糖の運送を中断した事件で ある。本件で問題となった運送中止措置は、政治 的な理由で採られたものであるため、下級審はい ずれもキューバに対する免除を認める判断を下し たが、貴族院はその判断を覆し、キューバの免除 を否認した。Wilberforce 判事によれば、船荷の 積み下ろしを中止するキューバの命令が政治的な 理由で下されたことは間違いないが、それは船舶 の所有者として行われた行為であり、キューバは 何らの主権的権限も行使していないため、主権的 行為とは評価されないというのがその理由である。 Jennings は、このようなボーダーラインの行為 についてでさえ、裁判所は、免除が原則で管轄権 行使はあくまで例外であるという考え方を用いる ことなく、「『私法上の』もしくは『商業上の』管 轄権は自律的であり免除規則と対等に扱われてい た」とし、国家が私法上の商取引関係に入ること によって当地の管轄権に黙示的に服したとみなさ れうるかという問題の立て方はされていないこと を指摘している<sup>92</sup>。

Jennings は、現代において裁判権免除の事例 と評されるものにはこの種の実行が多く、

「近年展開してきている免除の『制限的な』 見解は、単なる同意概念の拡張や観念的な同意 の拡張によるものですらない。それは、放棄と は無関係であり、本来的に免除が認められない (authentic non-immunity) 分野の展開である」 と主張する<sup>93</sup>。私人でも行いうる行為について管 轄権行使を認めるという実行は、「単に国際公法 は商法のシステムを伴っていないためにそうせざ るを得ない」のであり<sup>94</sup>、国際法の観点からすれ ば、本来的に領域国に管轄権行使が認められる事 項であることを確認したものに過ぎないというの である

#### 4-1-2. 評価

以上の様に、Jenningsの議論の特徴は、従来 主張されてきた裁判権免除の理論的根拠が現代に おける実際の事例と整合していないことを、制限 免除主義のリーディングケースを分析することに よって実証的に導き出したことにある。まず第一 に、Jennings は、現代の実行を分析することに よって、少なくともかつて説かれていた意味での 人的性格を認める理由は無いことを指摘した。上 述の様に、他国の訴訟手続にかけられることから 国家の法的地位を保護するための制度として理論 化されたのであれば、法廷地国裁判所の管轄権行 使を正当化する為には、原則として被告国の同意 の証明が求められる。しかし、現代の実行は、行 為国の同意を論証することなく法廷地国裁判所の 管轄権行使を認めているだけでなく、そもそも管 轄権行使を免除の例外として扱ってさえいない。 Jennings は、いわゆる絶対免除主義の実行を念 頭に置いて説かれてきた理論的根拠から切り離し て、現代の実行の論理を再検討すべきであるとい う Brownlie と同じ主張を、例外事例を検討する ことによって展開したのである。

そして以上の指摘は、いわゆる制限免除主義と 呼ばれる現代の事例が裁判権免除という単一の制 度によるものではなく、複数の要因によって導 き出されているという評価につながる。すなわ ち、Jennings は、「私法上の行為」や「商業上の 行為」であることを理由に管轄権を行使する事例 は、原則たる免除の例外としてではなく、当該行 為それ自体が法廷地国裁判所の管轄権行使を正当 化する事項であることを積極的に確認したもので あると評価していた。従来、裁判権免除法理の下 では管轄権を行使する実行も免除の例外という形 で当該法理の中で一元的に理解されてきたとこ ろ、少なくとも当該実行は「免除」を求める原 則とは独立の規律に服していることを明らかに したのである。また、現代の実行において「免 除」と呼ばれている法的効果がどの様な根拠に よって導き出されているかについて Jennings は 詳細に論じていないが、Lauterpacht が提唱した 免除の制限的な見方にますます近接してきているとの指摘を行い%、さらには、Institute に提出した Brownlie のレポートを「免除ではなく「無権限」("incompetence") に関する問題である故に、裁判権免除の研究から除外するとても有益な諸事例のリスト」と評しており%、複数の法規範(及び政策的要因)が法廷地国裁判所に管轄権行使を控える様に求めているという Lauterpacht や Brownlie の見解に共感した叙述を行っている。

最後に、かつて認められていた人的性格の理論 的根拠が現代の実行では確認できないとしても、 現代の実行になお要件及び行為国の同意の効果に おける人的な性格を認めるべき新たな理論的根拠 が存在するかが問題なる。 Jennings はこの点に ついても具体的に議論を展開していない。しかし、 上述の Brownlie に対する好意的な評価に鑑みれ ば、複数の法規範が規律を及ぼしている現代にお いてはもはやこうした人的性格を語る理由は失わ れていると評価しているものと思われる。少なく とも、裁判権免除のかつての理論的根拠が現代の 実行と整合しない以上、管轄権行使の回避を求め る要因の性格を明らかにした上で、この分野を規 律する原則に人的な性格を認めるべきか否かを改 めて検証しなければならないと考えていることは 間違いないであろう。

#### 4-2. Crawford の学説

Brownlie の問題提起に応じて議論を展開している第二の論者が、Crawford である。母国オーストラリアの国家免除法の作成にも携わったCrawford は、管轄権行使可否の判断が依然として困難なケースが存在するのは、制度の根拠(rationale)について一致した見解がみられないからであるとの強い思いから、訴訟事項の性質を根拠に管轄権行使を控える実行の理論的根拠を提示する必要性を説いた97。彼は、自身の議論がBrownlie に負ったものであることを明記しており、制限免除主義と呼ばれる実行を紛争解決のフォーラムに関する複数の原則によって規律されたものと評価するという点でその主張に賛同している98。しかし彼の議論の主眼は、Brownlie の議論

を裁判権免除制度の新たな根拠として援用することによって、制度の人的性格を説くことにあった。

## 4-2-1. 単一の裁判権免除制度を擁護する通説 への反論

Crawford は、裁判権免除の制度的特徴がその 人的な性格にあることを確認した上で、法規則の 成立形態という観点から、当該人的制度を基礎づ ける法的根拠として従来通説が主張してきた見解 に反論している。すなわち彼によれば、法規則一 般の成立形態としては、当該規則自体に関する十 分に一般的な合意が存在する場合と、他の確立し た諸規則から演繹的に導き出される場合のいずれ かがありうるが、これまで、現代においても裁判 権免除が単一の国際法上の制度として妥当してい ると言われる際に主張された根拠は、このいずれ に照らしても問題を孕んでいるとする。まず、前 者は、国家実行と法的確信による国際慣習法の成 立形態を指しており、この形で裁判権免除が成立 しているか否かはこれまでも議論されてきた。こ の点について裁判権免除を支持する論者は、国家 実行から免除認否を決定する明確な規則を導き出 すことが出来ないとしても、国家が他国の裁判管 轄権から免除されること自体は一般に受け入れら れているとして99、自己の主張を正当化してきた。 Crawford は、具体的に如何なる国家の行為につ いて免除を与えるべきかを命ずる規則を国家実行 から導き出すことが出来ない以上、この形態で裁 判権免除が成立していると考えることは出来ない として、こうした評価を批判した<sup>100</sup>。確かに、裁 判権免除を国家実行と法的確信のみからなる制度 と理解するとすれば、具体的に免除の対象を指図 する規則を実行から導出できないにも関わらず、 特定の事項について免除付与を求める制限免除主 義という形で制度が成立していると評することに 疑問を提起する彼の批判には首肯できるものがあ

そして、後者の演繹的な成立態様については、主権平等原則及び "par in parem non habet jurisdictionem" の法諺を根拠に裁判権免除という単一の制度が国際法上妥当していると評価することの適否が問題となるが、Crawford は、これ

らの原則や法諺は、如何なる行為について平等と評価されるかを指図していないとして、こうした見解にも異を唱えている<sup>102</sup>。あらゆる行為について免除されるというかつての絶対免除主義ならともかく、具体的に如何なる行為について平等なのかを特定出来なければ制限免除主義の根拠とはなり得ないという趣旨である。

以上の様に、Crawford は、単一の人的制度が 現在も妥当していることを論証する通説の議論を 真っ向から批判した。そしてこの批判は、20世 紀初頭に理論化された裁判権免除なる人的制度が その対象を制限された形で現代においても妥当し ているという通説の理解に対しても向けられたも のと言える。しかし、こうした批判を展開した上 で彼は、制限免除への移行が人的性格という特徴 を曖昧にする傾向にあることを認めつつも103、な お、「国家が少なくとも一定の行為については免 除を享受するという普遍的な合意が事実上存在す る | <sup>104</sup> と述べ、実際に「免除 | という概念を用い て管轄権行使を控える実行が広範に存在する以上、 人的制度たる裁判権免除を廃棄するのは現実的で はないと考えた。そこで、これらの実行を説明す るため、裁判権免除生成期に提示された主権平等 等の理論的根拠とは切り離した形で、裁判権免除 制度の新たな根拠を示そうと試みたのである。

#### 4-2-2. 紛争解決規則のアナロジー

Crawford も、他国の一定の行為に対する裁判管轄権行使がなぜ禁止されるのかという問題に取り組むに当たって、裁判権免除と外交官等に対する免除との関係をどう理解すべきかという問題に直面したが、この点彼も、国家に認められる裁判権免除を外交官等に対する免除とは別の問題として論証する必要があると考えた<sup>105</sup>。外交官等に対する免除は古くから疑われることなく認められてきており、まさにそのことが国際法規範たることを支えているのに対し、裁判権免除の実行は国ごとに異なっており、同じ問題と捉えることは妥当ではないという趣旨であろう<sup>106</sup>。そこで、古くたの実行を直接の根拠にすることを断念したの実行を直接の根拠にすることを断念した公のではが依拠したのが、既に確立した紛争解決のフォーラムに関する規則から裁判権免除制度

を演繹的に導き出すという方法であった。

彼の主張の要点は、国際法の規律熊様に対応し た形で妥当する三種の紛争解決規則から裁判権免 除が演繹的に成立していると説く点にある。すな わち、第一に、条約の有効性や終了を巡る紛争や、 境界画定の様に国際法が完全に規律を及ぼす分野 があり、この場合には国際法が自律的な法システ ムとして当事者間の関係を規律すると共に<sup>107</sup>、フ ォーラムの選択についても国際法上の規律が存在 するとする108。具体的には、「国家は同意無く国 際的な判断に服するよう求められることはない という規則 | 109 - 彼はそれを「国際紛争解決規 則」110 と呼ぶ — が妥当することから、ましてや 国家はその同意なく上記のような問題について他 国の裁判管轄権に服することはないという帰結が 導かれる。主権国家としてのアイデンティティに 基づいて、自らの同意なく司法判断に服さないこ とを唱える点において、「国際紛争解決規則」と 裁判権免除は類似するとされ111、さらに、現代で は制限免除主義が採られていることも、「国際紛 争解決規則」が妥当するような純粋に国家間の事 案が国内裁判で問題となることは稀であり、それ らは主権的行為に当たるであろうことを考えれば 説明できると説く。

こうして、国際紛争解決規則を通じて国際的な 管轄事項と国内的な管轄事項が分配されていると の理解を示した Crawford は、引き続き、国家間 で管轄が分配されていることを説明する。すなわ ち、第二の問題領域として、国際法が最低基準を 設定するものの実際の規律は国内法に委ねている 分野の存在が指摘される。こうした分野では、例 えば、外国人の待遇に関する国際法規範に違反し て外国人を侵害した場合の様に、国内救済完了規 則によって、まずは、被告国の裁判所に管轄権が 分配されるとする。国内救済完了規則は、外交的 保護権行使の要件として広く認められているが、 Crawford は、被害者本国の裁判所が、当該被害 者の国籍を理由に加害国に対する訴えを受理する ことを認めることは、国内救済完了規則と整合せ ず、本国の裁判所で訴えられた加害国は、自国の 救済手続をまずは利用するよう要求する資格があ ると説く。そして、この原則が他国に対する「私 法上の」請求に関することや、被告国で行われた 行為にのみに適用されるという点で制限的である こと、さらには、被告の同意によって放棄するこ とを認めていることから、人的制限免除と類似し ていることを指摘している<sup>112</sup>。

そして最後に、国際法が国内法に完全に規律を委ねている分野として、いわゆる国内管轄事項に言及している。すなわち、自国と十分なつながりのある私人への国籍の付与や、領域内に居住する自国民への立法権の行使、管轄内の自国軍隊の処遇といった事項は、国際法が特定の国家に主要なもしくは排他的な権限を委ねた事項に当たるため、他国の裁判所や政府機関による権限行使の対象とはならないと説明されている<sup>113</sup>。こうした事項が一国の自律的な処理に委ねられている以上、紛争が生じた場合にも、当然、当該国家に判断を下す排他的もしくは第一次的な権限が認められるとの理解である。

こうした理解を前提に Crawford は、これまで 裁判権免除の例外として管轄権行使が正当化され てきた事項についても、訴訟事項が業務管理行為 に当たるからではなく、法廷地国が紛争解決のフ ォーラムとして適切であることが確認されたもの と理解している。例えば、いわゆる不法行為例外 について Crawford は、業務管理行為に限定する ことなく不法行為を免除の例外とする国内法や国 家実行の存在を指摘し、その管轄権行使の根拠を、 自国領域内における明らかな加害行為や損害に対 する当該国家のコントロールが国際法上認められ ていることに求めている。また、例えその加害行 為が他国の公権力を用いた行為であるとしても、 他国においてその様な行為を意図的に行うことは 明らかな国際法違反であり、自国領域内で当該違 法行為の結果を処理するために管轄権を行使する ことは国際法上認められた法廷地国の権利であ るとも述べている114。また、欧州国家免除条約等 で、ある国家と私人との間の仲裁について、仲裁 地の裁判所が当該仲裁手続の公平性や合法性につ いて監督的な管轄権 (supervisory jurisdiction) を行使することが認められている点は<sup>115</sup>、それが 紛争処理に関する国内の公共政策 (local public policy)に関わる事項であることによって説明し、 それに対して、国家間の国際仲裁は、国際紛争解 決規則の適用対象である為、仲裁地の管轄権は及 ばないと説いている116。さらに、商取引行為が法 廷地国裁判所の管轄権行使の対象となることにつ いては、国際紛争解決規則の適用対象及び行為国 の国内管轄事項ではないことに加えて、広範な国 際慣行が法廷地国裁判所の管轄権行使に服するこ とが適切であると支持している旨の説明を行って いる<sup>117</sup>。この様に、Crawford は、法廷地国裁判 所が実際に管轄権行使を行っているのは、上記の 諸紛争解決規則の適用対象外であることに加えて、 それが国際法上認められた権利の行使であること や、領域国の公共政策にかからせることが認めら れている事項であること、さらには適切なフォー ラムであることの広範な実行による支持といった、 法廷地国裁判所が司法判断を及ぼすべき積極的な 理由があったからであると理解したのである。

以上を要して Crawford は、現在、「免除」という概念で表現されている法現象は、「単一の規則や原則の帰結ではなく」、紛争解決のフォーラムとしての適切性を規律する「諸原則や諸考慮(considerations)をバランスさせた結果」であると評している<sup>118</sup>。ここで"considerations"という用語が用いられているのは、上述の仲裁手続に対する管轄権行使が認められているケースの様に、法的な理由だけでなく政策的な考慮が行われていることを示している。こうした理解の下、Crawford は、この問題に対するより良いアプローチとして、実行上生ずる問題ごとに管轄権行使を控えるもしくは管轄権を行使する理由を考慮し、当該問題ごとに特別の規則を作り上げることを提唱したのである<sup>119</sup>。

### 4-2-3. 評価

Crawfordの主張は、次の様に評価出来よう。 第一に、彼は、主権的行為という事柄の性質を理由に管轄権行使を控える実行が主流の現代において、人的な裁判権免除制度が妥当していることの法的根拠として従来主張されてきた議論は、もはや説得力を欠いているとの指摘を行っており、現行法としてなお単一の人的制度が規律を及ぼしているのかを改めて検討する必要性を説いている。

第二に、彼は、制限免除主義と呼ばれる実行を、 フォーラムの適切性に関する複数の法規範及び管 轄権行使を正当化する政策的な要因によって説明 した。これらの主張は、他国の一定の行為につい て国内裁判所が管轄権行使を控える法的根拠につ いて、Crawford が Brownlie の主張に同調して いることを示している。そして、管轄権行使を控 えるべきか否かは、訴訟事項が国際法によって完 全に規律される事項か、国内救済完了規則の適用 対象に当たるか、国内管轄事項に該当するかとい う「事項的な」基準によって判断されるとされて おり、この点でも Brownlie の議論と違いは無い。 そして第三に、Crawford は、以上の評価を前 提にしつつも、広範な実行が「免除」という概念 を用いていることを重視し、フォーラムの適切 性に関する三種の国際法規範を人的制度たる裁 判権免除の新たな根拠として援用しようと試み た。一見すると、彼のこの主張は Brownlie の議 論を真っ向から否定するものの様に思われるが、 Crawford は理論的に自己の主張が正しいと述べ ているわけではない点に注意が必要である。まず、 Crawford は、国際紛争解決規則、国内救済完了 規則、国内管轄事項から演繹的に導き出される 「裁判権免除」を "a rule" とも言い換えており<sup>120</sup>、 単一の制度の存在を主張している様にも思えるが、 彼が管轄権行使を控える法的根拠に遡った末論理 的に導き出した結論は、そうした制度を想定した ものではない。彼によれば、「免除」するか否か は、管轄権行使を控えるよう求める諸規範の適用 があるか、管轄権を行使すべき法的、政策的考慮 があるかを事例ごとに検討することによって判断 されるのであり、単一の制度の下で画一的な基準 が主張されている訳ではないからである。問題と なった事項ごとに特別の規則を作り上げることを 提唱していることが、この点を端的に物語ってい る。

そして、制度の人的性格についても、理論的に そうした性格が確認できると主張している訳では ない。まず、同意の効果について、Crawford は、 国際紛争解決規則が免除制度と整合することを 「重要な点は、国家免除規則が被告国の同意によって解除されることである」と説明し<sup>121</sup>、さらに は、国内救済完了規則を類推することに関しても、 「当該類推は、いずれの規則(国家免除と国内救 済完了規則―筆者註)も放棄することができる という事実によって補強される | と述べており122、 上記の紛争解決規則の類推を主張するに当たって 同意の効果という要素をとりわけ重視しているこ とが分かる。確かに、国際紛争解決規則と国内救 済完了規則については、被告国の同意の有無がフ ォーラムの適切性を決する重要な要素となってお り Crawford の指摘は正しい。しかし、いわゆる 制限免除主義と呼ばれる実行の中核をなす国内管 轄事項を巡る紛争について、被告国の同意の有無 がフォーラムの適切性如何に決定的な影響を与え る理由を彼は何ら説明していない。Brownlie の 様に、不干渉原則を理由に行為国が判断すべき事 項については、行為国の同意がある場合でも他国 の裁判所の審理に適さないという法的評価もあり 得、少なくとも国内管轄事項を裁判権免除の新た な法的根拠の一つとするのであれば、行為国の同 意の効果との関係について何らかの説明は必要で ある。

最後に、要件の人的性格の有無、すなわち、上 述の三種の紛争解決規則から成る制度は、国家が 他国の裁判所で訴えられた場合にのみ適用される のか、言い換えれば、私人間紛争では問題とはな らないのかが問題となるが、この点に関して彼の 主張に理論的な問題があることは、Crawford 自 身が認めるところである。彼は、「確かに、いわ ゆる国内管轄規則は、人的な免除規則に明白には 類似したものではなく、そうした(国家の一筆 者) 行為は、国家免除が抗弁として利用され得な いであろう私人の当事者間において生じうる。」 と述べ、国内管轄事項の対象が私人間訴訟でも争 われ得ることを認めながら123、「それでも、国家 免除規則の何らかのバージョンが…必要であるこ と、さらには、他国政府や政府とその国民との関 係に特に影響を与える諸問題が存在することに鑑 みれば、国内裁判所による他国の行為への干渉に 対するある程度確かな保護を提供する為に、この 二つを関連付けることが適当である」と主張して いる124。少なくとも要件の点で、人的制度の根拠 とすることは理論的な整合性を欠いていることを

認めつつも、なお、実行が国内管轄事項を理由に「免除」を付与する問題の重要性を考えれば、国内管轄事項もその基礎として取り込むべきだとの趣旨であり、もはや理論的な説明は放棄されているのである。

以上の様に、一見すると Brownlie と正反対の議論を行っている様に思える Crawford であるが、むしろ理論的観点からすれば Brownlie の主張が正しいことを認めていることが分かる。その上で、理論的整合性よりも実行との整合性が重要であると判断し上記の議論を展開したのである。しかし、Brownlie も指摘する様に、「免除」という概念は管轄権行使を控えるという効果を示したものに過ぎず、当概念を用いた実行が広範に存在すること自体が単一の人的制度による規律が及んでいることの証左とはなり得ない。 Crawford の議論は、いわゆる制限免除主義が主流の現代においては、単一の人的制度とみなすべき理論的な根拠はもはや存在しないことを逆説的に示したものと位置づけるべきであろう。

## 4-3. Fox の学説

現代においても裁判権免除が単一の国際法上の制度として妥当していることを主張する代表的論者がFoxである。彼女は、『国家免除法(The Law of State Immunity)』と題するモノグラフの中で、とりわけ Brownlie の議論を念頭に置きながら裁判権免除の基礎について議論し、いわゆる制限免除主義を採用した実行が主流の現代においてもなお単一の根拠を持つ国際法上の制度と考えるべきであると強く主張した。

Fox が Brownlie の議論に対抗して主張しようとしたのは人的制度としての裁判権免除である。彼女は、制限免除主義が「行為者の人格ではなく行為の性質へと重点を移す」ことによって免除の性質を変化させたことを認めながらも、依然として国家の法的地位や属性を理由に国内裁判所に判断を控えることを求める制度と考えるべきであるとし<sup>125</sup>、その人的性格として、他国を訴えた場合に適用されるという要件と<sup>126</sup>、被告国が同意すれば法廷地国の裁判所は管轄権行使が可能となるという点に言及している<sup>127</sup>。

彼女は、裁判権免除が国際慣行から成る国際慣習法上の制度であると明言しているが<sup>128</sup>、その説明は、単に「免除」という用語を用いる国家実行の存在を指摘するに留まらず、外交官等の免除や不干渉原則との関係という従前の論点を明確に意識し、裁判権免除を国際法上の原則として打ち立てる根拠を示そうと試みている。そして、当該原則が人的な性格を有していると考えるべき根拠についても踏み込んで議論を展開している。

#### 4-3-1. 職務遂行を確保する制度

4-3-1-1. 国家の「独立」に基づく単一の制度

Foxがモノグラフを著したのは、これまで検討してきた各種の議論を経た後であり、裁判権免除に関する通説の理解には理論的な問題があることは明らかにされていた。その上で、なお人的な単一の制度が妥当していると主張する彼女の議論の中には、通説への批判に対する回答が用意されている。まずは、単一の制度たる根拠である。裁判権免除制度の単一性を主張する通説に対しては、絶対免除主義の実行を念頭に理論化された制度がそのまま現代においても妥当していると理解し、現代に至る流れを単一の制度によって連続的に把握することへの批判が提起されていたが、この批判に対して彼女は、通説が提示した理論構成に新たな法的根拠を与えるという形で回答を試みている。

まず、通説は、古くから確立している外交官等の免除と同種の制度であるとの意識の下、裁判権免除が単一の制度として妥当している理論的根拠を論じるという手法を採っていた。Foxの議論は、基本的に同様の手法によりながら、通説の説明不足を補う形で展開されている。すなわち、通説は、外交官等の免除が外交官個人ではなく本国の利益のために認められていることを指摘するのみで、国家自体の免除と外交官等の免除を同種の制度とみなせる根拠を十分に示していないという問題を抱えていたが、Foxは、他の論者同様、外交官の免除が裁判権免除の妥当性の直接の根拠とならないことは承知しつつも、両制度が異なる規範内容を有するのは、それぞれの状況に対応して規則が生成したからであると述べ、「起源は同じだが異

なる発展をした制度」として両者の関係を具体的に説明している。逮捕や抑留をはじめとする接受国による管轄権行使から外交官を保護することが外交法の基礎であるのに対し<sup>129</sup>、その様な危険に晒されることのない国家については異なる規則が生成するのは当然であるというのが彼女の理解であり<sup>130</sup>、その上でもなお、外交官に対する免除を、裁判権免除と目的を一にする同種の制度と評価しているのである。そして、それを裏付ける事象として、19世紀には国家の諸免除の有無を決定する際に外交官の諸免除が有益なアナロジーとして援用されていたことを挙げている<sup>131</sup>。

外交官の免除と裁判権免除との関係を以上の様 に説明する Fox は、両制度を同種の制度たらし める共通する制度目的について次の様に述べてい る。彼女によれば、大陸法、コモンローいずれの 諸国においても、一貫して国家の独立が裁判権免 除を含む国家の免除を基礎づけていることが確認 されてきており、免除の「絶対規則」だけでな く「制限規則」をも正当化してきたという<sup>132</sup>。絶 対免除主義と呼ばれる時代から現代に至るまで 裁判権免除の基礎は一貫して国家の独立に求め られてきているとの趣旨であり、"par in parem non habet imperium"という法諺も、対等な「独 立 | 国家間の関係を表現したものであると理解さ れる133。そして、裁判権免除が制限免除主義とい う形で妥当しているのは、一般に言われる、国家 と取引を行った私人に裁判所への提訴を認めるこ とが正義に適うという点に加え、そうした取引に 基づく請求への応答を国家に求めたとしても、当 該国家の主権的な行為や統治行為について異議申 し立てや調査を行うことにはならず<sup>134</sup>、当該国家 の主権的職務への干渉に当たらないからであると 説明している<sup>135</sup>。

彼女はここで言及する国家の「独立」の意味を次の様に述べている。「他国の独立を承認するということは、当該国家自身が自己の政策決定や行政行為に責任を持ち、裁判所としては、他国のこうした諸目的の達成を妨げることを控えなければならないと認めることを意味する」<sup>136</sup>。裁判権免除の文脈で語られる国家の独立は、自立した主体として自国の政策を決定し実現することを意味す

るとの理解の下、「その公的職務を効果的に遂行できるよう国家に与えられ、国際関係の秩序だった遂行を確保するために国家代表に認められる諸免除」に関する法という裁判権免除の新たな見方を提示したのである<sup>137</sup>。

Fox が、外交官の免除と裁判権免除を同種の制度と捉えるのは、以上の理解を前提にするからである<sup>138</sup>。外交免除の制度趣旨については様々な議論があるが、その主要な目的が、外交官の職務遂行を確保することあるという点については大方一致している<sup>139</sup>。Fox は、外交官や軍隊に対する免除を、外交・軍事というまさに国家の自律的な処理に委ねられた事項を保護するための制度として捉えた上で、保護される「公的職務」の対象を変化させながら、制限免除主義という現代の形での裁判権免除が妥当するに至っていると理解したのである<sup>140</sup>。

こうした議論は、外交官の免除との同質性を通 説より踏み込んで説明しているということに加 え、本稿の観点からは、単一の裁判権免除制度を 説く通説への批判に応えようとの彼女の問題意識 を読み取ることが出来る点が重要であろう。すな わち、他国の訴訟手続にかけられること自体によ って国家の法的地位が害されるという通説の理解 では、制限免除主義の実行を整合的に説明できな いことを把握した Fox は、通説とは逆の方向で、 制限免除主義の実行の法的根拠となっている国家 の独立によって裁判権免除生成期以来の実行を説 明しようと試みた。制限免除主義が他国の政策実 現措置に対する審査可能性を問題にしているのは、 裁判権免除がその生成期から国家の独立に基づく 「職務遂行を保護する制度」として妥当してきた からであると理解することによって、現代に至る 流れを連続的に単一の制度によって把握しようと したのである。この意味で、Fox の議論は、絶対 免除主義の実行を念頭に通説が提示した単一の制 度としての理論枠組に、(その枠組を維持したま ま)制限免除主義の実行に適合する形で新たな根 拠を付与したものと評価することができるであろ ∂ 141 o

## 4-3-1-2. 人的制度としての裁判権免除

制限免除主義が主流の現代においても裁判権免

除が単一の制度として妥当している根拠を論証した Fox であったが、その人的性格はどう理解されるのか。彼女は、その答えを、この分野の規律態様に関する議論の中で示している。

Fox によれば、歴史的に、国際法は紛争を平和 的に解決する手続から構成されてきた。裁判権免 除制度もその一つであり、国家の主権的事項を当 該国家の排他的な処理に委ねることによって、管 轄権の衝突を回避し142、紛争を適切な手続の下で 解決させる役割を果たしてきたという143。この様 に、裁判権免除を国家間の管轄権の調整の問題と 性格づけた Fox は、引き続き、その規律態様に ついて次の様に議論を進める。すなわち、国家管 轄権の調整は、国際法が歴史的に果たしてきた重 要な機能の一つであるが、こと裁判所との関係で 管轄権の調整を実効的に果たすことが出来たのは、 そこに被告国の管理 (control) が及ぶことを認 めてきたからであるとし、具体的に次の二点を指 摘している。第一は、被告国の同意に法廷地国裁 判所の管轄権行使可否に対する決定的な効果を与 えることによって、被告国に自己と私人との間の 紛争について管轄権を行使する場を決定すること が認められてきたことである。この点につき彼女 は、「免除という抗弁の人的な性質は、被告国に、 直接的な当事者となる訴訟手続だけでなく、その 機関や公務員、主権的権限を行使する他の実体に 対する訴訟手続についての管理も認める。国家の みがその免除を放棄することができ、…法廷地国 の裁判所の管轄権に服することになる。被告国に 認められるこの管理の要素が重要である」と述べ、 その意に反して自己の政策実現を害しうる判断を 他国の裁判所が下すことから被告国を保護するこ とによって、法廷地国と被告国との間で管轄権の 衝突を回避することが期待されるとの認識を明ら かにしている<sup>144</sup>。Fox が、司法判断適合性概念に よる免除概念の代替に頑なに反対するのは、同意 の効果を認めることがこの分野の実効的な規律に とって重要と考えるからに他ならない145。

しかし、被告国の同意の効果を認めたとしても、 管轄権行使の可否の判断において法廷地国の裁判 所に広範な裁量が認められていれば、結局は法廷 地国の一方的な判断に服することになる。そこで Fox が着目したのが、他国を訴えるという要件であった。裁判権免除と同様、他国の行為の司法判断の可否に関わる法理論として国家行為理論があるが、当該法理は、他国の行為を合法なものと扱い、当該領域内におけるその有効性を認めるように求めると同時に、法廷地国の公衆道徳(public morality)に服させることをも認めている。また、司法判断適合性も、基準が不明確であることに鑑みれば、法廷地国の裁判所の裁量が広く確保されていることは否めない。そこでFox は、こうした管轄権行使可否の判断において法廷地国の広範な裁量を許す法理や概念に対して、被告が国家であることが示されれば規則として直ちに適用される点に裁判権免除の利点があると考えたのである<sup>146</sup>。

こうして、Foxは、裁判権免除が管轄権の調整 を実効的に行うことが出来るのは、当該抗弁の援 用に際して、法廷地国ではなく被告国の意向を尊 重し、その管理を認めているからであると説いた。 従って、たとえ制限免除主義が主流となったとし ても、他国を訴えるという要件と被告国の同意の 効果を認めることが免除を実効的な制度として機 能させるための不可欠の条件として求められる。 彼女は、上記の叙述を要して次の様に論じている。 「それゆえ私は、免除という抗弁の人的性格は軽 率に放棄されてはならないと強く主張する。当該 抗弁は、国際法の主体としての国家の複雑な人格、 手続上の利点や…その免除を放棄する権限や法廷 地国の管轄権への当該同意の影響を理由とする地 位に基づく抗弁として価値がある。免除の例外は、 国家の明確な許可よりも機能を基準に決定される かもしれないが、依然として国家が当該抗弁を管 理する淵源であり手段である | 147。主権的事項と いう一定の行為に免除の対象を限定することによ って、被告の法的地位から行為の性質へと重点が 移ることは間違いないのであって、Brownlie の 様な批判は正当な指摘といえる。Fox は、その批 判の重みを十分に理解しつつも、なお人的制度と 考えるべき理由があることを自覚的に示そうと試 みたのである<sup>148</sup>。

4-3-2. 評価

Fox は、Brownlie に対抗し、人的制度たる裁判権免除を独自の国際法上の制度として維持すべきと説くことを一つのモチーフとして議論を展開した。では、彼女の議論は、これまで検討してきたBrownlie を中心とする論者の批判にどれだけ説得的に応えているのであろうか。まず、制度の単一性については、裁判権免除生成期から制限免除主義に至る実行の根拠を国家の独立に求めることによって、単一の制度が妥当してきたことを説明しえている。この分野では、一貫して国家の職務の遂行が保護されてきたのであり、「絶対免除主義」、「制限免除主義」という形で変遷してきたのは、保護される「公的職務」の範囲が変化してきたに過ぎないという理解である。

他方、制度の人的性格についての説明には問題 がある。なぜなら、彼女の議論は、Brownlie が 提起した問題、すなわち、裁判権免除なる人的制 度が国際法上妥当していることの「理論的」根拠 を示すことを意図されたものではないからである。 換言すれば、裁判権免除が国家の独立を根拠とす る制度であることと、要件及び同意の効果の人的 性格との理論的な関係性について全く議論されて おらず、Brownlie の批判に対応した反論が行わ れていない。Fox の議論を Brownlie の批判に対 応した形で解釈すれば、裁判権免除を、行為国の 独立に基づく管轄権行使と法廷地国の管轄権行使 との調整の問題として捉える理解は、行為国の同 意に効果を認めることと整合的である。法廷地国 の管轄権行使への制限が、他国の管轄権との関係 で課された相対的なものだとすれば、行為国が同 意すれば法廷地国の管轄権行使の違法性は問われ ないからである。その一方で、Fox の理解を前提 としても、国家が他国の裁判所で訴えられた場合 にのみ適用される理論的な根拠は定かではない。 上述の様に、他国の政策実現措置を害する訴訟は 私人間でも提起され得るからである。従って、た とえ Fox の説く様に、国家の独立に基づく単一 の制度が絶対免除主義と評される時代から妥当し ているとしても、それを現在理解されている様な 人的な制度と解すべき理由はなお明らかにされて いないと言わざるを得ない。結局、従来の議論を 踏まえてそれへの自覚的回答を試みた Fox でさ

え裁判権免除の理論的根拠を示し得ていないことは、現代における当該制度の理論的な脆弱性を示す結果となっているものと思われる。

## 5. 結論

日本では、裁判権免除は国際慣習法上の制度だと言われる<sup>149</sup>。果たしてそうだろうか。本稿で検討した Brownlie の議論とそれに端を発する学説の展開を見る限り、裁判権免除については、慣習法化を云々しうる様な人的制度と言えるかということ自体が大きな理論的な問題である。

これまで、Brownlie に始まり Fox に至る議論 を検討し、その個々の主張を評価してきたが、そ れぞれの主張に対応する形で各論者の議論を整理 し、そこから示唆される論点を抽出すれば次のよ うになる。まず第一に、Brownlieは、裁判権免 除が理論化された当初から現代に至る変遷を、単 に免除の対象範囲が減少したに過ぎないと理解す る通説を批判した。裁判権免除を理論化する際に 依拠された絶対免除主義と評される実行では、主 権者間の関係に倣って他国の訴訟手続にかけられ ること自体が当該国家の法的地位を害するとの観 念が前提とされていたが、他国の一定の行為につ いて管轄権行使を認める実行が主流の現代では、 こうした考え方は制度の基礎としては馴染まない。 現代の実行の評価は、こうした裁判権免除生成期 の実行を念頭に提示された理論的基礎とは切り離 して検討されなければならないという彼の指摘は 極めて説得的であり、裁判権免除制度を擁護する Fox を含めて本稿で検討した全ての論者の共通認 識となっていると言ってよい。

第二に、いわゆる制限免除主義と呼ばれる諸実行を具体的にどの様に評価すべきかが問題となるが、この点、本稿で検討した学説では、国内裁判所が管轄権行使を控える根拠が訴訟事項の性質へと変化したことの評価を巡って議論が交わされており、より具体的には、①単一の制度によるか、複数の法的・政策的根拠によるのか、及び、②要件及び同意の効果における人的な性格を認めることが妥当か否か、という二点を巡って三つの見解が主張されていた。第一は、管轄権行使を控える

根拠が訴訟事項の性質に変化した以上、国家の法的地位を保護することのみを根拠とする単一の制度と考えることは出来ないとして、当該諸実行を複数の法的・政策的要因によるものと評価し、かつ、この複数の要因を人的制度として一括することにも異論を唱えるもしくは懐疑的な立場をとるBrownlie や Lauterpacht、Jennings の 見解、第二は、同じく複数の法的・政策的要因によるものと評価しつつ、それら全体を人的制度として一括する Crawford の見解、第三は、単一の人的制度が引き続き存続することを主張する Fox の見解である。このうち、第二の見解は、理論的に成立し得ないことを Crawford も認めており、理論的観点から言えば第一の主張と同一とみなせるものであった。

そこで、Brownlie に代表される見解と Fox の 見解の違いをどう評価すべきかが問題となるが、 まず確認すべきは、他国の一定の行為について 国内裁判所が判断を控える根拠について両見解 に明確な対立がある訳ではないという点である。 Lauterpacht, Brownlie, Jennings, Crawford 11, いわゆる制限免除主義と呼ばれる実行では、国内 裁判所は複数の要因によって管轄権行使の可否 を決定しているのであり、単一の制度によって 把握することは出来ないと説いたが、Foxも、複 数の要因によって国内裁判所が管轄権行使を控 えているということ自体は認めている。例えば、 Brownlie が「国家間の取り決めについて国際法 の観点からの妥当性、意味、効果を判断すること は他国の裁判所の権限外であること」の例として 挙げたケースについて、司法判断適合性が問われ たものであることを明確に認めている他、他国 の行為に関する国内裁判所の審査可能性を問う 法理として、裁判権免除の他に国家行為理論に 依拠するケースが存在することを確認している150。 Fox は、Brownlie が根拠の多様性に鑑みてもな お(訴訟事項の性質に照らして紛争解決のフォー ラムの適切性を問う) 司法判断適合性という概念 の下で包括的に理解出来ると考えた問題群につい て、個々のケースで判断回避を求めている法理の 要件・効果、判断基準、考慮要因等が多様である ことから、訴訟事項の性質に基づくフォーラムの

適切性の問題として一括りにするのではなく、裁判権免除、司法判断適合性、国家行為理論という別個の法理として理論化すべきであると主張しているのである<sup>151</sup>。上述の様に、「免除」という概念は判断を回避するという効果を示したものに過ぎず、いかなる制度によるものかはその根拠と照らし合わせて検討しなければならないというのがBrownlie の問題意識の発端であったことに鑑みれば、複数ある判断回避の根拠をどの様な制度として捉えるか、如何なる概念の下で理論化すべきかを検討しなればならないというのが両者に共通する強い問題意識であったと言える。

こうした観点から見れば、Brownlie が複数の根拠によると述べているのは、訴訟事項の性質に着目して管轄権行使の回避を求める複数の根拠を同列に扱い、不干渉原則を根拠とする法理に特別な意味を認めていないからであり、他方で、その様な複数の根拠の中で、不干渉原則に基づく制度について要件及び同意の効果の点で人的な性格を認めるFox は、その制度の特色を強調する意味で単一の制度の存在を説いていたものと整理出来る。従って、両者の見解の相違は、結局のところ、不干渉原則に基づく制度の人的性格の有無如何に集約される。

この様に、この二つの見解の対立点は、国内管 轄事項に対する不干渉原則に基づく管轄権行使の 回避について、他の根拠に基づく事例と一括して 訴訟事項の性質を理由にフォーラムの適切性が問 われたものと評価するか、同じくフォーラムの適 切性を問題としつつも要件及び同意の効果におい て人的な性格を帯びた特別な制度が成立している と評すべきかという点にあるとみるべきであろう。 いわゆる制限免除主義と呼ばれる実行の主要な根 拠が不干渉原則であることは、Brownlie, Fox 共 に見解が一致しており、そうした制度に要件及び 同意の効果における人的性格を認めるか否かで評 価が分かれているのである。そして、本稿の検討 の結果、少なくとも、当該制度に要件における人 的な性格を認める理論的根拠は明らかにされてお らず、裁判権免除制度が現在考えられている様な 人的制度として妥当していることそれ自体が論証 の必要のある一つの論点と評すべきことが示され

た。この点、判権免除生成期の実行に依拠するの みで当該制度を自明視する通説の立場は問題を孕 んでいると言わざるを得ず、裁判権免除のリーデ ィングケースと評される実行において国家の独立 がどの様な意味で用いられており、要件・同意の 効果にどの様な形で表れうるものなのか、それを 人的な性格と評することの妥当性を改めて分析す ることが必要であろう。

最後に、国家の独立(不干渉原則)に基づく制 度に人的な性格を認めない場合には当該制度の 法的性質をどう理解するかが問題となるが、こ の点においても、Brownlie と Fox の議論が参考 になる。この点、Brownlie と Fox の議論を見れ ば、同じ不干渉原則を根拠としつつも制度の法的 性質について理論的に二通りの見方が示されてい た。第一は、不干渉原則によって国内裁判所の権 限に本質的な制限が課されており、他国の政策実 現措置を害する管轄権行使は当該国家の同意があ る場合であっても認められないとの Brownlie の 立場であり、第二は、判断回避を行為国と法廷地 国の間の管轄権の調整の問題と捉え、他国の独立 を尊重する要請から当該国家の政策実現措置を害 する管轄権行使に制限が加えられていると理解す る Fox の立場である。後者の見方を前提にすれ ば、国内裁判所に対する制限は他国の権利行使と の関係で課された相対的なものと理解され、行為 国が同意すれば管轄権行使は認められることとな る。Fox はこの第二の理解を採りつつも、国家の 独立との理論的な関係という観点から議論を行っ ていなかったため、同意の効果をこうした視点で 説明していなかったが、いずれの立場を前提とす るかで、行為国の同意の効果という点で違いが生 まれることになる。このいずれが一般国際法を正 確に反映しているかを明らかにするためには国家 実行の精査が必要であるが、行為国が同意した場 合でもなお裁判管轄権行使を禁止するという規制 は極めて強力なものであり、その様な規律が実際 に及んでいるのか注意深い分析を要するであろう。 上述の様に Mann が司法判断適合性をあくまで も憲法上の問題として論じていたのもこのためで あり、同意の効果に着目した厳密な分析が求めら れよう。

以上の理論的問題は、直接的には、制度の要件 及び同意の効果における人的性格の有無という解 釈問題に関わるが<sup>152</sup>、加えて、次の問題に示唆を 与える。第一に、本稿の検討が示した通り、裁判 権免除が理論化された当初の実行から現代の実行 を規律する制度を連続的に理解する立場には批判 も多く、こうした批判が正しいとすれば、国家は その法的地位ゆえに他国の訴訟手続から原則とし て免除されるという考え方をとる国際法上の根拠 は少なくとも現時点では明らかではない。不干渉 原則が裁判管轄権行使否定の根拠であれば、法廷 地国裁判所は当該原則に反する場合にのみ管轄権 行使を回避すればよいことになり、免除を原則と して措定するアプローチは妥当性を欠くことにな ろう。そして第二に、第一の点の帰結として、国 内裁判所の管轄権行使可否の基準を明らかにする に当たっては、原則として付与しなければならな い免除を例外的に認めなくてもよい場合を特定す るという手法は不適切となり、免除付与の根拠と なる不干渉原則に照らして、管轄権行使を控える べき事項を明らかにしなければならないことにな ろう。また、管轄権行使に関する一般国際法の内 容を特定するに当たって、裁判権免除を原則とし その例外を特定するという規定ぶりをとっている 国連国家免除条約や欧州国家免除条約等の条約、 あるいは米国の主権免除法、英国の国家免除法等 の国内法を証拠として援用することの妥当性も問 題とされうることになる。

さらに、本稿が明らかにした理論的問題は、国 連国家免除条約の解釈にも次の様に関わる。すな わち、一般国際法上国家に裁判権免除という単一 の人的免除が認められないとすれば、免除を人的 に理解している当該条約の解釈にあたって一般国 際法を参照する理由は無くなる。当該条約の解釈 は、条約の趣旨目的を考慮して条約固有の問題と して行われなければならないことになろう。

国際法上、免除を享受する主体として語られるのは国家に限られず、外交官、軍隊、公務員、国際機関と多岐に渡る。こうした種々の「免除」の構造や相互の関係性(その有無も含めて)を明らかにすることが、重大な人権違反行為に対する免除否定の合法性といった近年の問題に対処するた

めにも重要な作業であると言える。裁判権免除の リーディングケースとされてきた実行の再評価を 含め、「免除」と呼ばれる実行の法的根拠及びそ れに基づく制度の法的性質を改めて検討すること が今こそ必要とされているのである。

- <sup>1</sup> H. Wheaton, *Elements of International Law: With Sketch of the History of the Science* (Philadelphia: Carey, Lea & Blanchard, 1836), §10.
- <sup>2</sup> H. Fox, *The Law of State Immunity*, 2<sup>nd</sup> ed (Oxford University Press, 2008) pp.442-444. 国連国家免除条約第2条(1)(b)(ii)(iii). 本規定は、国際慣習法を反映したものとされている。Peter Tobias Stoll, "State Immunity", *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law* (Oxford University Press, 2012), Vol.IX, p.501.
- <sup>3</sup> Stoll, ibid., p.499.
- <sup>4</sup> Jurisdictional Imuunities of the State (Germany v, Italy: Greece intervening), Judgment, 3 Frb. 2012, paras.57, 106, (http://www.icj-cij.org/docket/files/143/16883.pdf).
- <sup>5</sup> Ibid., para.61.
- 6 多数意見は、裁判権免除を国家実行と法的確信からなる国際慣習法上の制度と捉えた上で、国連裁判権免除条約、欧州及び米州の諸条約、各国国内法、国内判例において「国家は、一般的に『主権的行為』について免除を享受する」というアプローチが採られていることを確認し、「その背景の下(against that background)、…武力紛争の最中に他国の軍隊が行った行為について免除が適用されるか否かという問題にアプローチしなければならない。」と述べ、当該「主権的行為」一般に認められる免除の例外を国際慣習法上導出することができるか否かを検討している。Ibid. しかし、Gaja 判事が指摘する様に、少なくとも不法行為例外については主権的行為をも含めて免除が及ばないとする国内法もあり、国家実行と法的確信のみから、「主権的行為」一般について免除を認める旨の国際慣習法が妥当していることを論証することは成功しているとは言い難い。Dissenting Opinion of Judge ad hoc Gaja (http://www.icj-cij.org/docket/files/143/16895.pdf)
- $^7$  小寺彰他編『講義国際法』(有斐閣、2004年)164-165頁、酒井啓亘他『国際法』(有斐閣、2011年)99-100頁。山本草二『国際法[新版]』(有斐閣、1993年)90頁。
- \* こうした理論的整合性の問題が認識されてこなかった原因の一端は、裁判権免除が国家実行と法的確信のみから成る国際慣習法と考えられてきたことにある。当該制度が、国家実行と法的確信に基づいて絶対免除主義という形で成立し、その後、同じく国家実行及び法的確信に基づいて例外規則が拡大していったと理解すれば、制限免除主義への移行も単なる免除の量的変化に過ぎないものとして、その理論的整合性はとりたてて問題とならない。しかし、後述の Crawford が指摘する様に、免除の例外とされる「業務管理行為(acts jure gestionis)」を特定する規則を国家実行から導き出すことはできないだけでなく、そもそも絶対免除主義という形で国家実行と法的確信に基づく国際慣習法が成立していたことについて懐疑的な見方をする研究も存在する。O. Lissitzyn, "Sovereign Immunity as a Norm of International Law", Transnational Law in a Changing Society Essay in Honor of Philip C. Jessup (1972). 本稿は、こうした研究成果に基づいて、制限免除主義と呼ばれる制度を「例外の正当化」ではなく、「『主権的行為』なる特定の行為にのみ裁判管轄権行使を控えること自体の根拠」に目を向けた場合に露わになる理論的問題点をあぶり出すことを目的とする。
- 9 Annuaire de l'Institut de Droit International (hereinafter cited as AIDI), Vol.62, Tome I (Séssion du Caire 1987), p.14.
- <sup>10</sup> Fox, supra note 2, pp.31, 57.
- <sup>11</sup> Ibid., p.103.
- 12 Ibid, p.436-447. 国連裁判権免除条約第2条(b)(iii)。
- <sup>13</sup> Fox, ibid, p.210.
- <sup>14</sup> Ibid., p.32.
- <sup>15</sup> A. Dickinson, R. Lindsay, J. P. Loonam, *State Immunity Selected Materials and Commentary* (Oxford University Press, 2005), pp.206-211.
- 16 この二つの点は、いずれも国内裁判所が管轄権行使を控える根拠をどう考えるかに依存するという点で関連しているが、後述の様に、複数の根拠によって管轄権行使を控えていると評価しつつ、こうした根拠を人的な制度として一括することを否定する Brownlie に対して、複数の根拠によることを認めながらも、なおそこに人的制度の存在を認めようとする Crawford といった様に、二つの論点は別個の問題として議論されている。従って、本稿で

- も別の論点として分けて検討する。
- <sup>17</sup> 上述の様に、ここでの「人的制度」たる裁判権免除とは、他国を訴えることを要件とし、被告国の同意が法廷 地国裁判所による管轄権行使の可否を決定的に左右する制度を意味する。
- 18 酒井啓亘他『前掲書』(註3)99-100頁。
- <sup>19</sup> Sucharitkul が議論しているのは、「国家免除」と外交免除との関係であるが、そこでは裁判権免除は国家免除の一類型とされている。S. Sucharitkul, "Immunities of Foreign State before National Authorities", *Recueil des cours de l'Académie de droit international* (hereinafter cited as *RDC*), Tome 149 (1976-I), pp.121-124.
- <sup>20</sup> Ibid., p.97.
- <sup>21</sup> bid., p.96. 同種の説明として、ibid., pp.97, 117.
- <sup>22</sup> Ibid., pp.116-121.
- $^{23}$  Ibid., p.115. 他の要因では、裁判所が判断を控えるべき直接的な法的根拠とはなりえない。国家の独立や平等は抽象的に過ぎ、相互主義や礼譲は一般に法的な要請に基づくものとは考えられていない。さらに、国際関係における政治的障害も憲法上の要請を超えた国際法上のインプリケーションは明らかでなく、執行が不可能であることから直ちに裁判所の判断を控えるべきことにもならない。
- <sup>24</sup> AIDI, supra note 9, p.22.
- <sup>25</sup> Scuaritkul, supra note 19, pp.96-97. Lauterpacht も裁判権免除の起源が主権者の免除にあることを指摘している。 H.Lauterpacht, "The Problem of Jurisdictional Immunities of Foreign States", *British Year Book of International Law* (hereinafter cited as *B.Y.I.L.*), Vol.28 (1951), pp.228-232.
- <sup>26</sup> Yearbook of the International Law Commission, Vol II, Part One (1979), p.239. Brownlie に関しては supra note.9, p.22. 裁判権免除のリーディングケースとされる Schooner Exchange 号事件判決も、主権者相互の関係 に基づいて判断を下していた。本判決については、拙稿「一般国際法における Schooner Exchange 号事件判決 の位置」『国際関係論研究』28巻 (2011年) 参照。主権者がその威信を理由として他国の管轄権行使から保護されていたことについては、A. Watts, "The Legal Position in International Law of Heads of States, Heads of Governments and Foreign Ministers", RDC, Tome 247 (1994-III), pp.40-48.
- <sup>27</sup> Yearbook, ibid., Vol.II, Part One (1981), p.141.
- <sup>28</sup> そうした分類は現在の学説でも採用されている。Stoll, supra note 2, p.501.
- <sup>29</sup> Sucharitkul, supra note14, p.186.
- <sup>30</sup> G. G. Fitzmaurice, "State Immunity from Proceedings in Foreign Courts", B. Y.I.L, Vol.14 (1933), pp.117, 121. Brownlie も同様の指摘を行っている。AIDI, supra note 9, p.26.
- <sup>31</sup> Sucharitkul, supra note.19, p.190.
- <sup>32</sup> AIDI, Vol.63, Tome 1 (1989), p.22.
- 33 欧州国家免除条約第27条。同様の規定として、国連裁判権免除条約第2条1項(b)(iii)。
- $^{34}$  AIDI, supra note 9, pp.40-41.
- <sup>35</sup> Ibid., p.42.
- Lauterpacht, supra note 25, p.230.
- <sup>37</sup> Ibid., p.237.
- <sup>38</sup> Ibid., p.238.
- <sup>39</sup> Sucharitkul, supra note 19, p.191.
- <sup>40</sup> AIDI, supra note 9, p.15.
- <sup>41</sup> 例えば、他国民が本国での国有化の違法性の宣言を他国の裁判所に求め、かつ国有化の対象物が当地に存在しない場合には、当該裁判所には全く関連のない訴えとして管轄権が否定されることが考えられよう。
- <sup>42</sup> AIDI, supra note 9, p.40.
- <sup>43</sup> Ibid., p.46. I. Brownlie, *Principles of Public International Law*, seventh edition (Oxford University Press, 2008), pp.324-325.
- <sup>44</sup> *AIDI*, ibid., p.21.
- 45 Ibid.
- <sup>46</sup> Ibid., pp.93-94.
- <sup>47</sup> AIDI, supra note 9, p.40.
- <sup>48</sup> Ibid., pp.46-47.
- <sup>49</sup> Brownlie は、この分野を「事項的免除」の問題とも呼んでいるが、それは正確性を欠くとして批判されてい

- る。R. Jennings, "The Place of the Jurisdictional Immunity of States in International Law and Municipal Law", Collected Writings of Sir Robert Jennings, Vol.2 (Kluwer Law International, 1998), p.924 note 19.
- <sup>50</sup> *AIDI*, supra note 9, pp.46-47.
- 51 田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会、1991年) 488頁。
- <sup>52</sup> AIDI, supra note 9, p.98.
- <sup>53</sup> F. A. Mann, Foreign Affairs in English Courts (Clarendon Press, 1986), p.63.
- 54 Ibid.
- <sup>55</sup> Ibid, p.72.
- <sup>56</sup> Brownlie, supra note 43, p.324.
- 57 ここでは一般に「免除」と呼ばれている制度という意味で用いられているに留まり、Brownlie が第二の法分野として分類した厳密な意味での人的免除を対象にしたものではない。
- <sup>58</sup> Brownlie, supra note 43, p.325.
- <sup>59</sup> AIDI, supra note 9, p.47.
- <sup>60</sup> Fox, supra note 2, pp.521.
- 61 本論文では、「司法判断適合性」という概念自体について「技術的な意味での管轄権の問題とは区別された司法機能の限界」という一般的な性格づけしか行われていない。I.Brownlie, "The Justiciability of Disputes and Issue in International Relations", B. Y.I.L, Vol.42 (1967), p.123.
- 62 Ibid., p.130.
- <sup>63</sup> Buck v. Attorney-General (UK Court of Appeal, 1965), ILR, Vol.42, pp.20-21.
- <sup>64</sup> Ibid., pp.22-23. Diplock 判事は、この規則を礼譲の規則と呼ぶ。
- <sup>65</sup> 選挙区割設定委員会が作成し議会が承認した新議席案の無効性を有権者が主張した当該事件において、 Evershed 判事は、「特定の区割が最善もしくは最も正しいかどうかについて、裁判所が決定し意見を述べる権限を 有すると議会が想定していたと考えることはできない。」と述べ、選挙区の設定及び議席の分配は議会の裁量事項 であり、裁判所の判断すべき問題ではないと判示した。Brownlie, supra note 61, p.131.
- 66 Ibid., p.130.
- <sup>67</sup> AIDI, supra note 9, p.64.
- <sup>68</sup> 報告書では、自国領域内における軍事基地建設及び核兵器搭載機の利用の許可の事例、大使館建設のための契約、他国軍隊への輸送手段等の提供のための契約の例が挙げられている。いずれも、法廷地国内での行為のため、当地の国内法秩序は完全に排除されることはなく、損害賠償請求等は当地の裁判所の管轄権行使の対象となるが、差し止め請求等、他国の外交・防衛政策の実現を妨げることになり得る訴えは司法判断不適合と評価されるとする。Ibid, pp.33, 35, 65.
- <sup>69</sup> 他国の立法・行政行為の国際法上の有効性や意味如何は、他国の国内裁判所が一方的に判断しうる問題ではなく、立法を行った国家の国内での救済措置に訴えるか、外交的なフォーラムもしくは国際的な手続において争うべき問題であるというのが彼の認識である。Ibid., pp.59-60.
- <sup>70</sup> Ibid., p.23.
- <sup>71</sup> Ibid., p.62.
- <sup>72</sup> Ibid., pp.54-68.
- <sup>73</sup> Ibid., p.47.
- <sup>74</sup> 後述の様に、Crawford はこの点を明示的に説明している。
- <sup>75</sup> AIDI, supra note 9, p.58.
- <sup>76</sup> Ibid., p.59.
- <sup>77</sup> Ibid., p.47.
- <sup>78</sup> Ibid., p.59.
- 79 Ibid.
- 80 Ibid., p.35.
- 81 Ibid.
- 82 Ibid., p.33.
- <sup>83</sup> *AIDI*, supra note 32, p.17.
- <sup>84</sup> AIDI, supra note 9, p.56.
- 85 Ibid., p.35.

- <sup>86</sup> Ibid., p.93.
- <sup>87</sup> Ibid., p.22.
- <sup>88</sup> 司法機関であれば他国の一定の裁量を害する判断を下すことは出来ないという意味で、一国の司法機関に内在する権限の制約であるため、行為国が同意したとしても元来存在しない権限を付与することは出来ないという趣旨であろう。
- 89 AIDI, supra note 9, p.93.
- <sup>90</sup> Jennings, supra note 49, pp.917, 929.
- <sup>91</sup> Ibid., p.916.
- <sup>92</sup> Ibid., p.927.
- 93 Ibid., p.918.
- 94 Ibid.
- <sup>95</sup> Lauterpacht が提唱した免除の制限的な見方にますます近接してきているとの指摘は行われている。Ibid., pp.929-930.
- 96 Ibid., p.924.
- 97 ,J.Crawford, "International Law and Foreign Sovereigns: Distinguishing Immune Transactions", B. Y.I.L, Vol.54 (1983), pp.75-77.
- $^{98}$  J. Crawford, "Execution of Judgments and Foreign Sovereign Immunity", American Journal of International Law, Vol.75 (1981), p.857, note 192. ここで Crawford が参照しているのは Brownlie の教科書第 3 版であるが、Brownlie が後に Institute に提出した報告書の中で展開する議論の核は当該教科書において既に提示されている。すなわち、免除認否の画一的な基準が依然として提示されておらず、免除の根拠に遡って新たなアプローチをとる必要性が指摘され、さらには、「国家免除」という概念が主権国家の平等を根拠とする人的制度を意味する場合の他に、司法判断適合性法理として表れることがあり、後者が他国の国内問題に対する不干渉原則に基づくことが説明されている。いわゆる制限免除主義と呼ばれる実行の大部分が司法判断適合性の問題であると述べられるのは第 4 版からであるが、Crawford はこの第 3 版を読み、いわゆる制限免除主義と呼ばれる実行の根拠の一つとして、Brownlie が司法判断適合性が否定される根拠として挙げた不干渉原則に言及している。Brownlie, supra note.43、third edition, pp.321-344.
- <sup>99</sup> Fox, supra note 2, pp.18-25.
- Crawford, supra note 92, p.78.
- 101 いわゆる絶対免除主義の時代から現代至る変遷を、免除の量的変化として質的には連続して理解するという立場を採れば、具体的な例外的則を導出出来なくとも裁判権免除の法規範性に影響しないと理解することも可能である。しかし、こうした理解の妥当性を批判的に検討するということが本稿の一つの目的であることは本論での叙述の通りである。
- <sup>102</sup> Ibid., p.77.
- <sup>103</sup> Ibid.
- <sup>104</sup> Ibid., p.78.
- 105 Ibid., p.114.
- <sup>106</sup> Crawford は、外交官等の免除の文脈で慣習法の成立態様を論じているわけではないが、外交官等の免除が古くから確立した制度と考えられている点に鑑みれば、帰納的態様で成立したものと捉えていると考えるべきであろう。Ibid, pp.85-88.
- <sup>107</sup> Crawford, supra note 98, p.856.
- <sup>108</sup> Ibid.
- <sup>109</sup> Crawford, supra note 97, pp.79-80.
- 110 Crawford は、自身の論文の中で便宜的にと断った上でこの用語を用いており、彼の議論を紹介するという目的に照らして、ここでもそのまま使用した。Ibid.
- 111 これは、厳密にいえば国際裁判の文脈で認められてきた規則である。しかし、Crawford は、国内裁判所では必ずしも国際法が適用されず、また、被告国は判決に国際法上拘束されることはないという違いはあることは認めつつも、被告国が適用法規に同意していないことや、判決を受け入れる国際法上の義務を負っていないことによって法廷地国裁判所が国際裁判所よりも適切なフォーラムと評価されるのは奇妙であると反論し、国内裁判所の判断にも類推適用されると説いた。Ibid., p.80.
- <sup>112</sup> Ibid., p.84.

- <sup>113</sup> Ibid., p.83.
- <sup>114</sup> Ibid., pp.110-111.
- 115 欧州国家免除条約第12条。国家免除条約第17条でも同様の条項が規定されている。
- Crawford, supra note 97, p.113.
- <sup>117</sup> Ibid., p.113.
- <sup>118</sup> Ibid., p.115.
- 119 Ibid., p.114.
- <sup>120</sup> Ibid., p.86.
- <sup>121</sup> Ibid., p.81.
- <sup>122</sup> Ibid., p.84.
- <sup>123</sup> Crawford は、国内管轄事項を理由とする管轄権の不行使は、国家行為理論や抵触法の問題とも考えることも 出来ると一言している。Ibid., p.83.
- <sup>124</sup> Ibid., p.84.
- <sup>125</sup> Fox, supra note 2, p.103.
- <sup>126</sup> Ibid.
- <sup>127</sup> Ibid., p.105.
- <sup>128</sup> Ibid., p.3.
- <sup>129</sup> Fox, supra note 2, p.710.
- 130 Ibid.
- <sup>131</sup> Ibid., p.704.
- <sup>132</sup> Ibid., p.57.
- 133 Ibid.
- 134 Ibid., p.64.
- 135 Ibid.
- <sup>136</sup> Ibid., p.58.
- <sup>137</sup> Ibid., p.1.
- 138 Ibid., p.710.
- R. Jennings and, A. Watts ed., *Oppenheim's International Law, Vol.1 Peace, Introduction and Part 1*, 9<sup>th</sup> ed. (London and New York: Longman, 1996), pp.1090-1091.
- 140 Sucharitkul も、国家免除の基礎として機能的必要性に言及していたが、その趣旨は、免除の範囲を制限する要素としてであった。Sucharitkul, supra note 19, pp.120-121.
- 141 この Fox の議論には、免除を与えるべき事項を特定する規則を国家実行から導くことが出来ないにも関わらず国家実行と法的確信よりなる国際慣習法といえるかという Crawford の批判に対する回答も用意されている。同種の制度たる外交官の免除が確立した制度であると考えられていることに加え、裁判権免除を国家の独立という国際法原則に基づく制度であると捉えることによって、規則の妥当性は当該原則から導き出すことができるからである。Fox は、たとえ、国家実行から免除を付与すべき事項とそれ以外の事項とを区別する具体的な規則を導出することが出来ないとしても、国家が他国の裁判所から免除されることは一般的に認められているとしてその国際法規範性を認めているが、そうした議論は、以上の様な見方によって支えられているのである。Fox, supra note 2, p.18-25.
- <sup>142</sup> Ibid., p.26.
- <sup>143</sup> Ibid., pp.52-55.
- <sup>144</sup> Ibid., pp.137-138.
- <sup>145</sup> Fox による「独立や平等が、他国の訴訟手続への同意を意味するものと読まれるならば、それらは、他国の主権的な公的行為に限定された免除の制限理論を正当化するという点において現行の国際法の下での妥当性を引き続き有している。」との叙述には、こうした意識を明確に読み取ることができる。Ibid., p.65.
- <sup>146</sup> Ibid.
- <sup>147</sup> Ibid., p.138.
- <sup>148</sup> Fox は、他にも、この分野を人的な免除制度によるものと理解すべき理由をいくつか提示している。例えば、①免除が認められるのは主権国家のみであるため、主権国家としての地位が決定的に重要となるとの議論 (P.104) や、②明らかに免除が認められるハードケースでは、取り締まり機関としての優越的な役割における国家

の関与の程度が決定的な要素とされているという議論 (p.103) である。しかし、Brownlie も、事柄の性質決定において主体の地位が影響を及ぼし得ることを確認しており、有効な批判たり得ていない。AIDI, supra note 9, p.42. 日本の代表的な研究として、水島朋則『主権免除の国際法』(名古屋大学出版会、2012 年) 8-19 頁。

<sup>150</sup> Fox, supra note 2, pp.105-135.

<sup>151</sup> Fox は、国家行為理論の特徴として、①他国の行為の有効性判断を控えるのではなく、積極的にその有効性を認めることを求める点、②行為国の管轄内で行われた行為に適用される点、③法廷地国の政策的、道義的評価にかからせることが認められている点、を挙げ、裁判権免除とは異なる独自の法理であることを強調している。Ibid., p.136.

152 いわゆる制限免除主義を規律する制度に要件の人的性格を認める理論的根拠が現時点では明らかにされていないこと、さらには、行為国の同意の効果については理論的には二通りの可能性があり検証を要することは上述の通りである。人的な裁判権免除制度の下でも「他国を訴える」という要件は擬制的に広く解釈されていたが、不干渉原則に基づく制度に要件の人的性格が備わっていないとすれば、そうした擬制的な解釈を採るまでもなく国有財産に対する差押えの事案や国家とは独立の法人格を有する団体に対する訴訟手続も当該制度の適用対象となる。また、純粋な私人間訴訟や法廷地国裁判所に他国の行政行為の無効確認を求める訴訟においてもその適用の有無が問題となり得る。

※本稿脱稿後に、H. Fox and P. Webb, *The Law of State Immunity*, 3<sup>rd</sup> ed (Oxford University Press, 2013) に接